男女共同参画推進審議会
資料１　令和３年１１月５日

小平アクティブプラン21

（第四次小平市男女共同参画推進計画）【素案】

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

～だれもが共に認めあい、自分らしく輝いて～

参考

平成８年度～１８年度
「男と女の共同参画をめざして」

平成１４年度　改定
　第一次小平市男女共同参画推進計画として位置付ける

平成１９年度～２８年度
「男女が共同参画するまち　こだいら」
（第二次小平市男女共同参画推進計画）

平成２９年度～令和３年度
「男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現をめざして」
（第三次小平市男女共同参画推進計画）

令和４年３月

小平市

はじめに

・市長挨拶。

目　次

第1章　計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的 …… 2
2. 計画の期間 …… 2
3. 計画の位置づけ …… 3
4. 計画の策定方法 …… 4
5. 男女共同参画をめぐる主な動き …… 5

第2章　小平市の現状と課題

1. 人口と世帯の推移 …… 10
2. 市における男女共同参画の現状 …… 13
3. 市民意識・事業所実態調査結果 …… 15
4. 第三次推進計画における取組の総括と課題 …… 24

第3章　計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念 …… 30
2. 計画の基本的視点 …… 30
3. 計画の基本目標 …… 31
4. 施策の体系 …… 32
5. 重点項目 …… 33
6. 推進体制・進行管理 …… 33

第4章　施策の内容

基本目標Ⅰ　男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現・ 36
基本目標Ⅱ　さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心なくらし …… 46
基本目標Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化 …… 54

第5章　資料

（1）用語解説 …… 62
（2）男女共同参画社会基本法 …… 62
（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 …… 62
（4）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 …… 62
（5）小平市男女共同参画推進条例 …… 62
（6）小平市男女共同参画推進審議会委員名簿 …… 62
（7）第四次小平市男女共同参画推進計画の策定経過 …… 62

第1章　計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

小平市では、平成8年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次推進計画として平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」、第三次推進計画として平成29年度から令和3年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現をめざして」を策定して、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

現行の第三次推進計画の計画期間が令和3年度末で終了することを踏まえ、平成21年に制定した小平市男女共同参画推進条例に則り、少子高齢化や経済状況等の社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、令和4年度からの第四次小平市男女共同参画推進計画を策定しました。

2. 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

<table>
<tr><th></th><th>H29 年度
(2017)</th><th>H30 年度
(2018)</th><th>R 元年度
(2019)</th><th>R2 年度
(2020)</th><th>R3 年度
(2021)</th><th>R4 年度
(2022)</th><th>R5 年度
(2023)</th><th>R6 年度
(2024)</th><th>R7 年度
(2025)</th><th>R8 年度
(2026)</th></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="4">第４次男女共同参画基本計画</td><td colspan="5">第５次男女共同参画基本計画</td><td></td></tr>
<tr><td>東京都</td><td colspan="5">東京都男女平等参画推進総合計画</td><td colspan="5">改訂版東京都男女平等参画推進総合計画（仮）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小平市</td><td colspan="4">小平市第三次長期総合計画</td><td colspan="6">小平市第四次長期総合計画（R14 年度まで）</td></tr>
<tr><td colspan="5">第三次小平市男女共同参画推進計画</td><td colspan="5">第四次小平市男女共同参画推進計画</td></tr>
</table>

3. 計画の位置づけ

・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画推進計画です。
・小平市男女共同参画推進条例第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、小平アクティブプラン21（第三次男女共同参画推進計画、以下、「小平アクティブプラン21（第三次）」という。）を継承しています。
・小平市第四次長期総合計画や市の関連計画との整合性を図っています。
・国の第5次男女共同参画基本計画及び東京都が策定した関連計画との整合性を図っています。
・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。
・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。

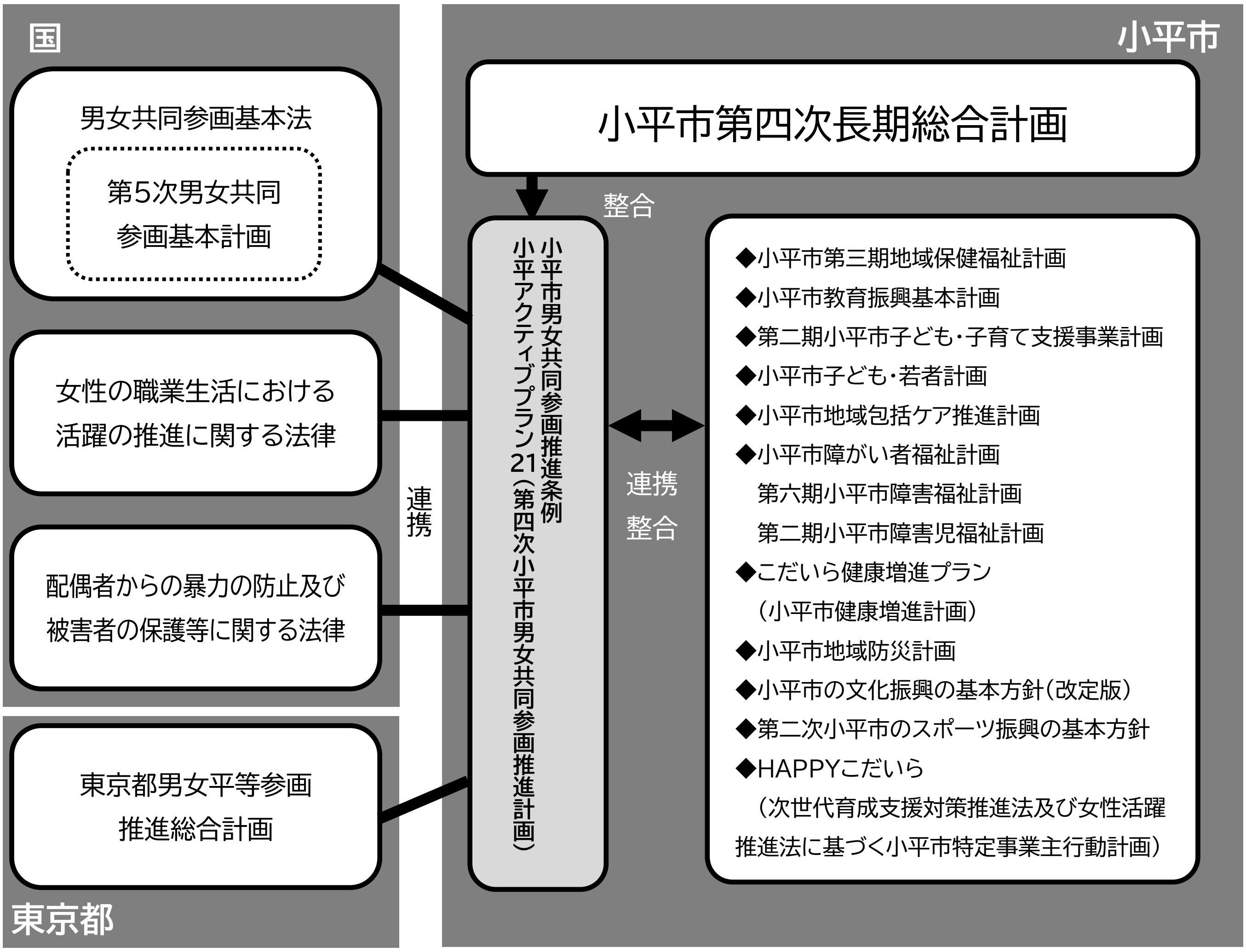

4. 計画の策定方法

①男女共同参画推進審議会の開催

小平市男女共同参画推進審議会で計画素案の内容、計画案について審議し、意見をいただきました。

②庁内検討組織

市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部と、その下に組織された小平市男女共同参画推進委員会にて関係部局との連携により内容等の検討を行いました。

③市民意識・事業所実態調査の実施

男女共同参画推進計画の策定に必要な基礎資料を作成することを目的としてアンケート調査を実施しました。

【市民意識調査】
調査対象：小平市在住の18歳以上の市民2,000人を対象
実施期間：令和2年9月7日（月）～9月28日（月）
調査方法：郵送配布・郵送回収
有効回収率：40.7％

【事業所実態調査】
調査対象：小平市内従業者数5人以上の事業所2,000件を対象
実施期間：令和2年9月7日（月）～9月28日（月）
調査方法：郵送配布・郵送回収
有効回収率：25.7％

④市民意見公募手続（パブリックコメント）と地域懇談会の実施

素案に関する市民意見公募手続（パブリックコメント）と地域懇談会を実施し、意見の聴取に努めました。

【市民意見公募手続（パブリックコメント）】
募集期間：令和3年11月20日（土）から12月19日（日）

【地域懇談会】

	日時	場所	参加者数
1	令和3年11月12日（金）午前10時～10時30分	小川西町公民館	人
2	令和3年11月16日（火）午後2時～2時30分	ルネこだいら	人
3	令和3年12月 5日（日）午前10時～10時30分	中央公民館	人

5. 男女共同参画をめぐる主な動き

年	世界の動き	国・都の動き	小平市の動き
昭和50年（1975年）	・「国際婦人年」世界会議	・「婦人問題企画推進本部」設置（国）	
昭和52年（1977年）		・「婦人の10年国内行動計画」策定（国）	
昭和54年（1979年）	・「女子差別撤廃条約」採択		
昭和58年（1983年）		・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定（都）	
昭和60年（1985年）	・ナイロビ世界女性会議「ナイロビ将来戦略」採択	・改正「国籍法」施行（国） ・「男女雇用機会均等法」制定（国）※1 ・「女子差別撤廃条約」の批准（国）※2	
昭和62年（1987年）		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定（国）	
平成3年（1991年）		・「女性問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定（都）	
平成5年（1993年）	・ウィーン会議 女性に対する暴力の撤廃（国連世界人権会議）	・「パートタイム労働法」制定（国）※3	
平成6年（1994年）	・国際人口・開発会議「女性の性に関する健康と権利を含む行動計画」採択		・「小平市女性施策推進計画策定検討懇談会」設置
平成7年（1995年）	・第4回世界女性会議（北京会議）開催	・「育児・介護休業法」制定（国）※4	
平成8年（1996年）		・「男女共同参画 2000 年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦 2000 年（平成 12 年）度までの国内行動計画～」策定（国）	・「小平アクティブプラン21」策定※5
平成9年（1997年）		・「男女雇用機会均等法」改正（国）※1	
平成10年（1998年）		・「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定（都）	
平成11年（1999年）		・（改正）「男女雇用機会均等法」※1「労働基準法」「育児・介護休業法」※4 施行（国） ・「男女共同参画社会基本法」制定（国）	・「小平市女性施策推進協議会」設置
平成12年（2000年）	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）開催	・「ストーカー行為等規制法」施行（国）※6 ・「男女共同参画計画」策定（国） ・「東京都男女平等参画基本条例」制定（都）	

年	世界の動き	国・都の動き	小平市の動き
平成13年 (2001年)		・男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(国) ・「DV防止法」成立(国)※7	
平成14年 (2002年)		・改正「育児・介護休業法」※4 施行(国) ・「チャンス＆サポート東京プラン2002」策定(都)※8	・改定版「小平アクティブプラン21」策定※5
平成15年 (2003年)		・「次世代育成支援対策推進法」施行(国) ・「少子化社会対策基本法」成立(国)	
平成16年 (2004年)		・「性同一性障害者特例法」施行(国)※9 ・「DV防止法」改正(国)※7 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定(国)	・「小平市男女共同参画センター条例」制定 ・小平市男女共同参画センター“ひらく”設置
平成17年 (2005年)		・改正「育児・介護休業法」施行(国)※4 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定(国)	・「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
平成18年 (2006年)		・「男女雇用機会均等法」改正(国)※1 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(都)	
平成19年 (2007年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行(国)※1 ・「パートタイム労働法」改正(国)※3 ・「DV防止法」改正(国)※7 ・「仕事と生活の調和(ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(国)	・「小平アクティブプラン21(第二次)」策定※5
平成20年 (2008年)		・改正「DV防止法」施行(国)※7 ・改正「パートタイム労働法」施行(国)※3	
平成21年 (2009年)	・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解	・「育児・介護休業法」改正(施行は2010 年、一部の規定は 2015 年施行)(国)※4 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(都)	・「小平市男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画推進審議会」設置
平成22年 (2010年)		・「育児・介護休業法」施行(国)※4 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定(国) ・「仕事と生活の調和(ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(国)	
平成23年 (2011年)	・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足		
平成24年 (2012年)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のｴﾝﾊﾟﾜｰﾒﾝﾄ」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(国) ・「チャンス＆サポート東京プラン2012」策定(都)※8 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(都)	

年	世界の動き	国・都の動き	小平市の動き
平成25年 （2013年）		・「DV防止法」一部改正（国）※7 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成（国） ・「ストーカー行為等規制法」改正（国）※6	
平成26年 （2014年）		・内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置（国）	
平成27年 （2015年）	・国連サミット「SDGs 持続可能な開発目標」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定（国） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定（国）	・「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」実施
平成28年 （2016年）	・第 60 回国連女性の地位委員会	・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！2016）開催（国）	
平成29年 （2017年）		・「男女雇用機会均等法」※1、「育児・介護休業法」※4 一部改正（国） ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定（都） ・「東京都女性活躍推進計画」策定（都） ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定（都）	・「小平アクティブプラン21（第三次）」策定※5
平成30年 （2018年）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行（国） ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定（国） ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定（都）	
令和元年 （2019年）		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（国） ・「労働施策総合推進法」改正（国）	
令和2年 （2020年）		・改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（国） ・第5次男女共同参画基本計画策定（国）	・「男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査」実施
令和3年 （2021年）		・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定（都）	
令和4年 （2022年）			・「小平アクティブプラン21（第四次）」策定※5

※1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※2 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

※3 短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律

※4 育児休業、介護休業等育児又は介護家族を行う労働者の福祉に関する法律

※5 小平市男女共同参画推進計画

※6 ストーカー行為等の規制等に関する法律

※7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※8 男女平等のための東京都行動計画

※9 性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律

第2章　小平市の現状と課題

1. 人口と世帯の推移

①年齢別人口の推移

総人口は増加しており、20 万人に迫っています。いずれの年齢層も増加していますが、特に 65 歳以上の増加が目立っています。人口割合をみると、最近 10 年間で 14 歳以下は横ばい、15～64 歳は微減、65 歳以上は微増となっています。

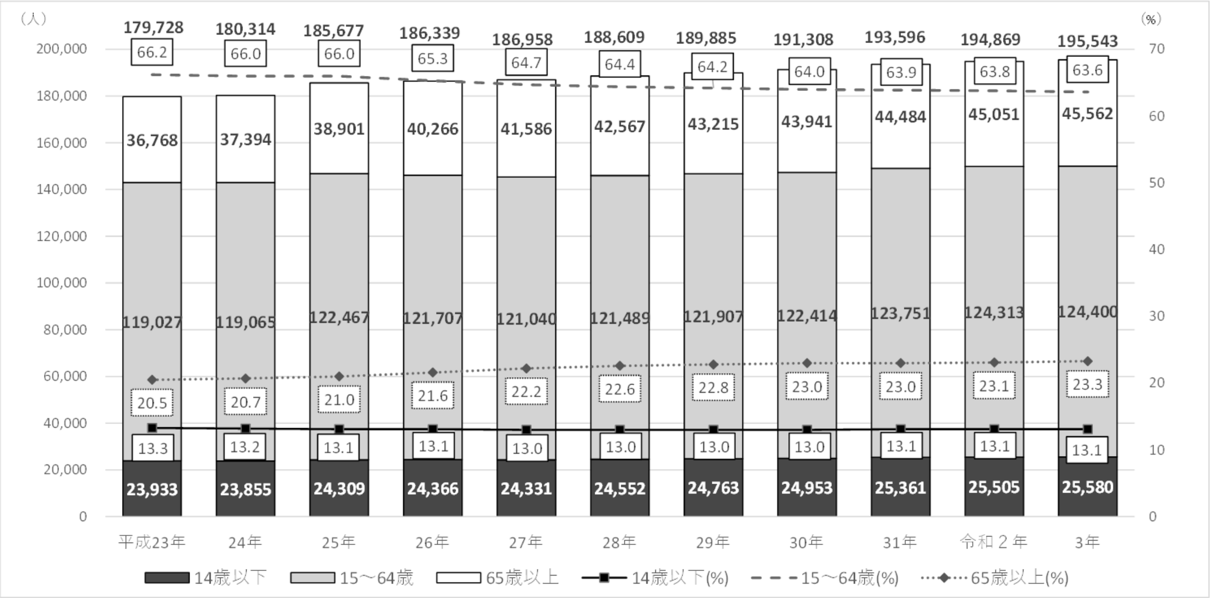

資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

②世帯の推移

世帯数は増加が続き、10 年前よりも1万世帯以上増えています。世帯数の増加率は人口の増加率を上回るため、1世帯当たりの人口は減少傾向となっています。

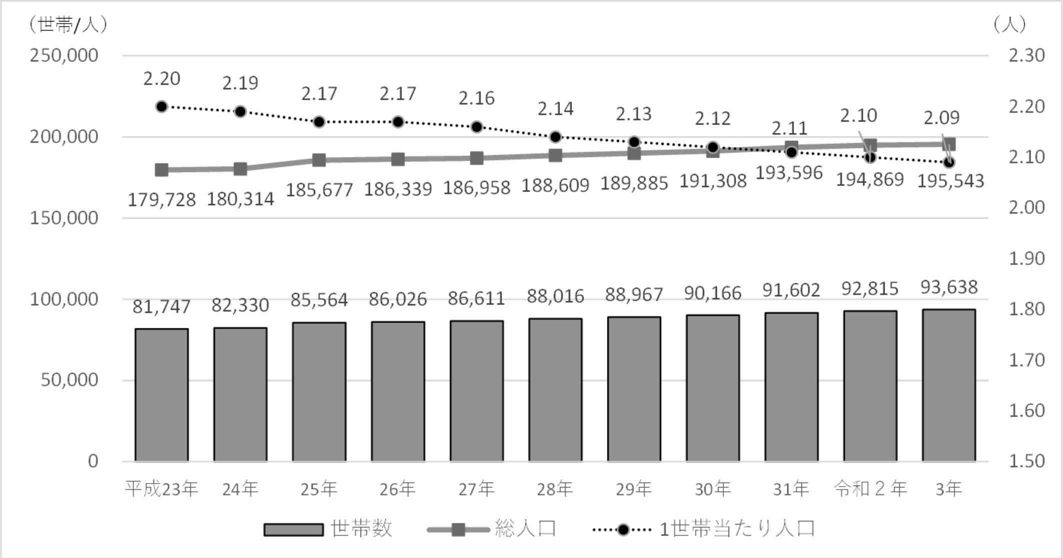

資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

③世帯類型の変化

総世帯数の増加に伴い、「夫婦のみ」および「ひとり親と子ども」の世帯数が増加を続けています。なお、令和2年の総世帯数は速報値（11月確報公表予定）となりますが、90,237 世帯と大幅な伸びを示しています。

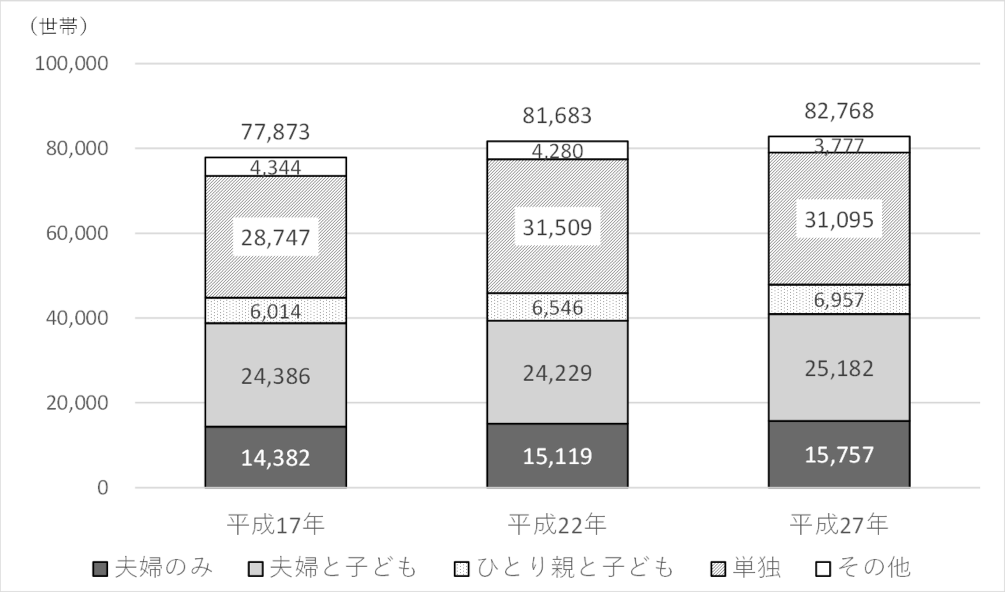

資料：国勢調査

④出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は増減を繰り返しながら、平成 30 年までは 1580±90 人の範囲内で推移しています。令和元年は近年の中で最も少なくなっており、この傾向は東京都、全国でも同様となっています。

合計特殊出生率も増減を繰り返しながら、平成30年までは上昇傾向で推移していましたが、令和元年は数値を下げました。また、東京都と比べると高い水準を維持しており、全国値に近くなっています。

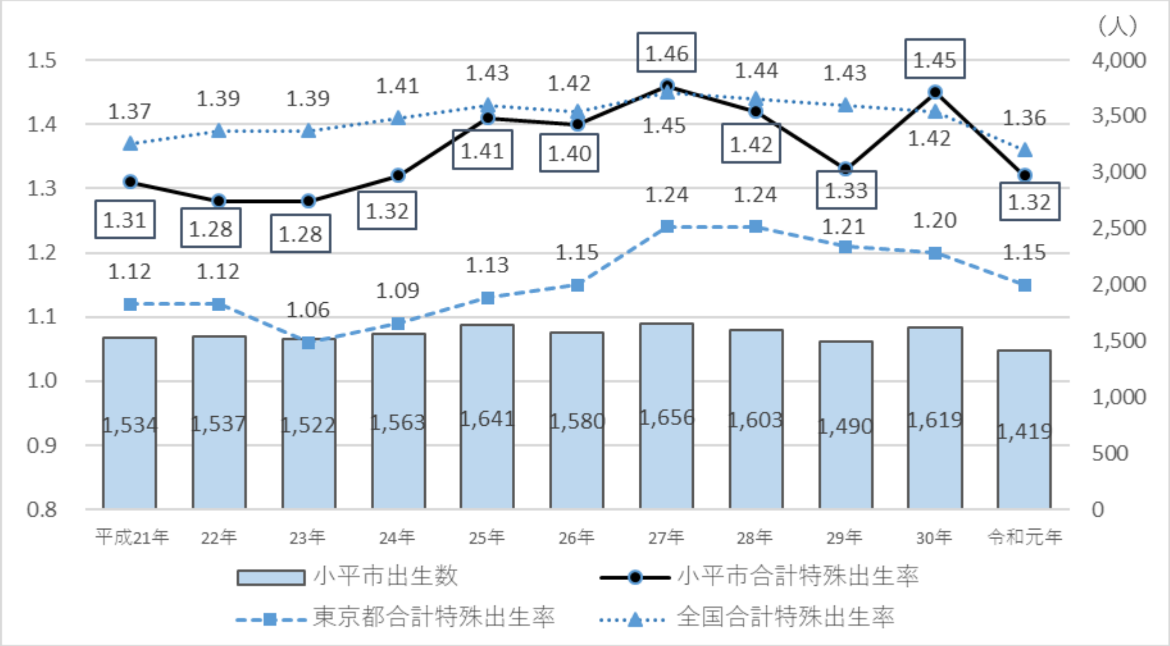

資料：小平市令和2年版統計書、東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）平成 30 年」

⑤共働き世帯の推移

夫婦ともに就業者の世帯数は増加傾向にあり、夫婦のいる一般家庭に占める割合は平成 27 年で4割を超えています。

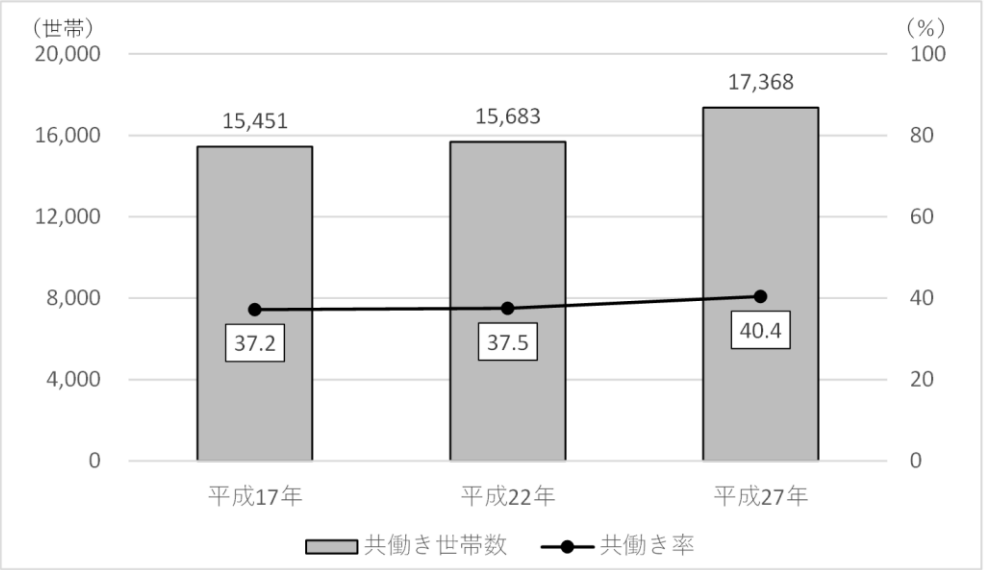

資料：国勢調査

⑥就学前児童の家族類型

共働き世帯が増え、専業主婦世帯の割合を超えています。

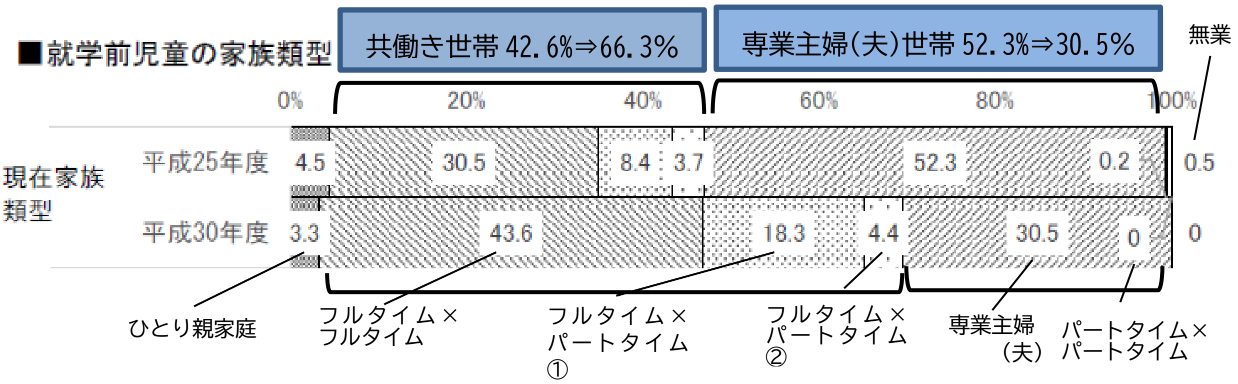

①月 120 時間以上＋下限時間(※)～120時間の一部
②下限時間(※)未満＋下限時間(※)～120時間の一部
※下限時間は、各自治体における保育の必要性の下限時間(小平市は48時間)

資料：第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月)をもとに作成

2. 市における男女共同参画の現状

①年齢別労働力率の推移

平成 27 年の年齢別労働力率を東京都や全国と比較すると、小平市は 20 歳以上の全ての年代で都や全国を下回り、35～39 歳を底として 45～49 歳まで上昇する傾向となっています。

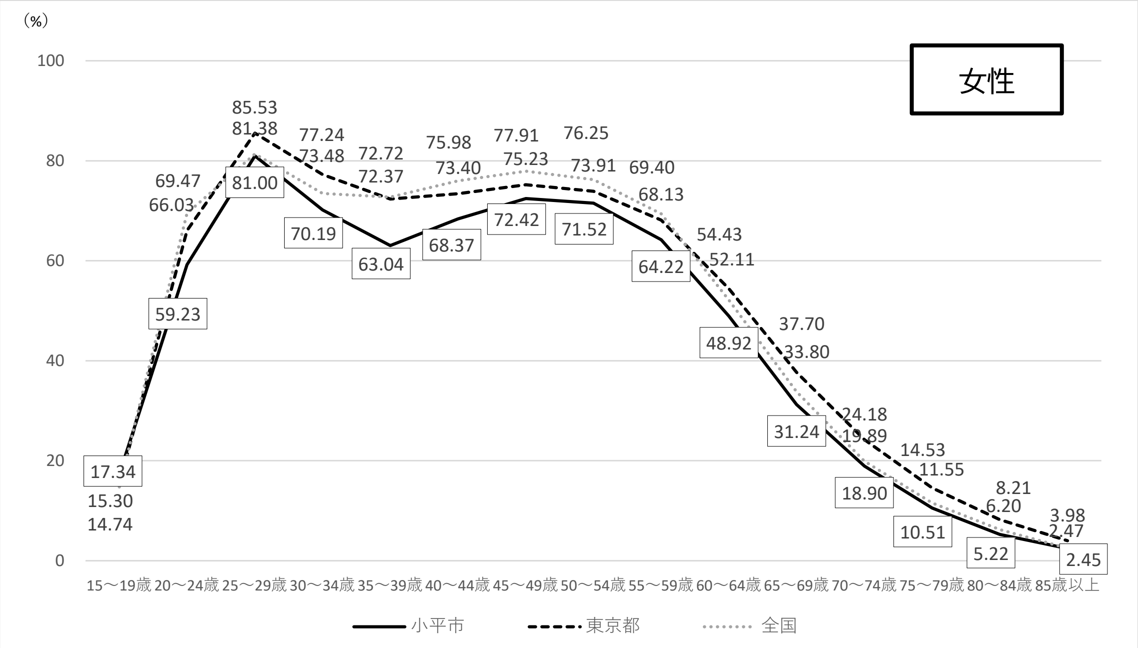

資料：国勢調査

②配偶関係別労働力率の推移

有配偶の労働力率は 35～39 歳を底として、以降上昇に転じ、50～54 歳で最も高くなります。未婚は 60 歳以降に有配偶よりも低下の傾向を見せています。

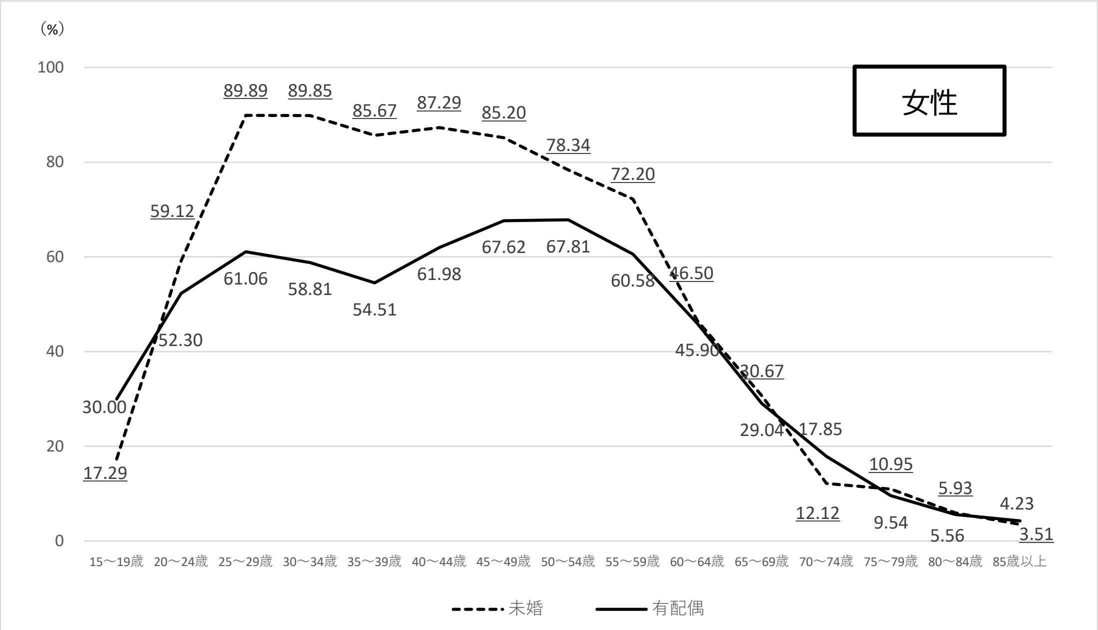

資料：国勢調査

③就業率の推移

男女を合わせた就業率は全国平均を下回っていますが、その差は縮まりつつあります。

平成 22 年から 27 年にかけ、女性の就業率が 1.49 ポイント増加し、全体の就業率微増に寄与しています。

全体

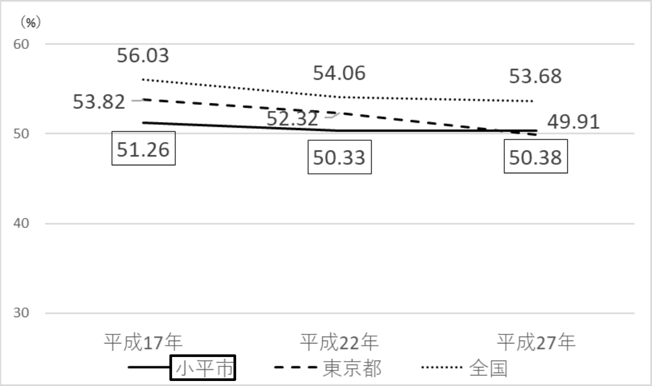

小平市

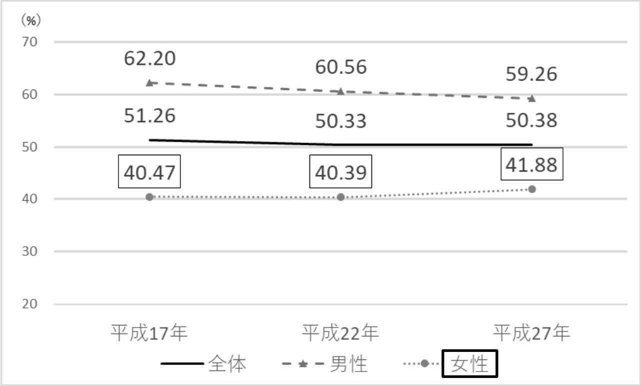

資料：国勢調査

④就業者の勤務地

市外へ勤務している割合は女性の6割弱に対して、男性は7割を超えています。

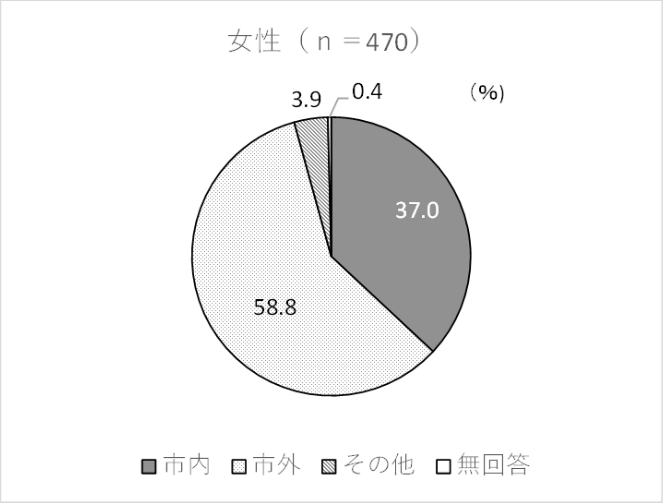

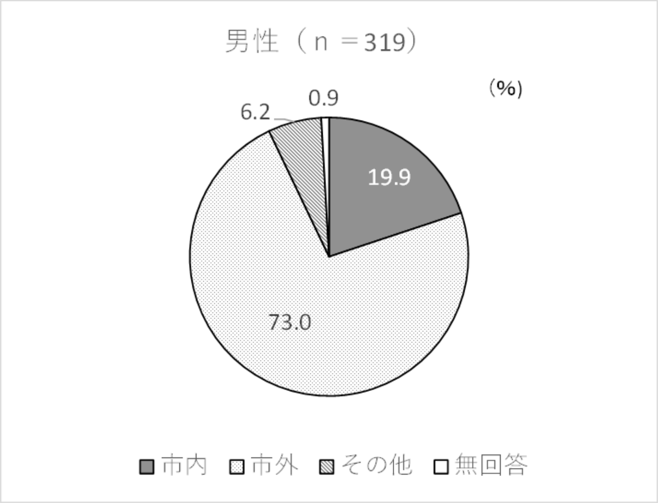

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）をもとに作成

（n＝811）

3. 市民意識・事業所実態調査結果

＜就業、雇用の状況について＞

■職業

正規雇用の割合は、女性 25.0%、男性 59.6%と性別で大きく差が出ています。

	女　性		男　性	
	回答件数	比率	回答件数	比率
自営業主（自由業含む）	14	3.0%	19	6.0%
家族従業者	5	1.1	4	1.3
会社などの役員	4	0.9	14	4.4
正規従業員（従業員100人以下の民間事業所）	16	3.4	33	10.3
正規従業員（従業員101人以上の民間事業所）	64	13.6	97	30.4
正規職員（公的機関）	14	3.0	23	7.2
パート・アルバイト	102	21.7	21	6.6
派遣社員（登録派遣）、契約社員、会計年度任用職員	33	7.0	14	4.4
在宅勤務・内職	5	1.1	1	0.3
家事専業（主婦・主夫）	100	21.3	0	0.0
学生	60	12.8	46	14.4
無職	49	10.4	47	14.7
無回答	4	0.9	0	0.0
合　　計	470	100.0	319	100.0

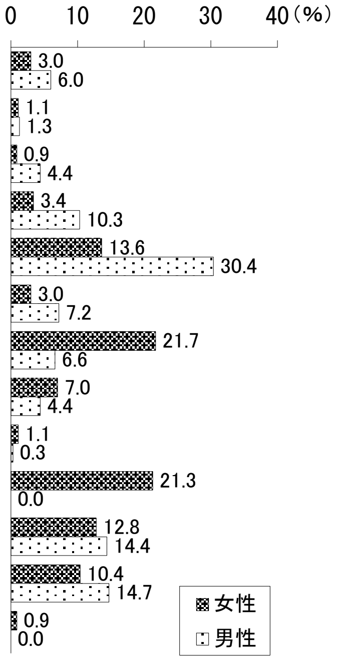

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■勤務地（働いている方のみ）

女性の約4割、男性の約2割が市内で働いている状況です。

	女　性		男　性	
	回答件数	比率	回答件数	比率
小平市内	95	37.0%	45	19.9%
小平市外	151	58.8	165	73.0
その他	10	3.9	14	6.2
無回答	1	0.4	2	0.9
合　　計	257	100.0	226	100.0

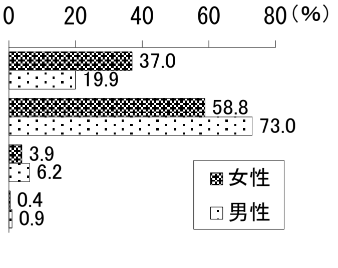

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■市内事業所全体の常用労働者数

市内事業所の正規従業員の男女の割合を規模別にみると、女性の正規従業員のいる事業所割合は 77.1%、男性の正規従業員のいる事業所割合は 82.3%と男女で大きな差はありません。

一方、非正規従業員の男女の割合では、女性の非正規従業員のいる事業所割合は 75.2%、男性の非正規従業員のいる事業所割合は 45.6%と、いずれの従業員規模でも女性が上回ります。

＜正規従業員＞

77.1%　　82.3%

	女性		男性	
	回答件数	比率	回答件数	比率
０人	50	10.5%	36	7.6%
１～４人	246	51.7	223	46.8
５～９人	54	11.3	79	16.6
10～29人	49	10.3	61	12.8
30～99人	12	2.5	21	4.4
100人以上	6	1.3	8	1.7
無回答	59	12.4	48	10.1
合　　計	476	100.0	476	100.0

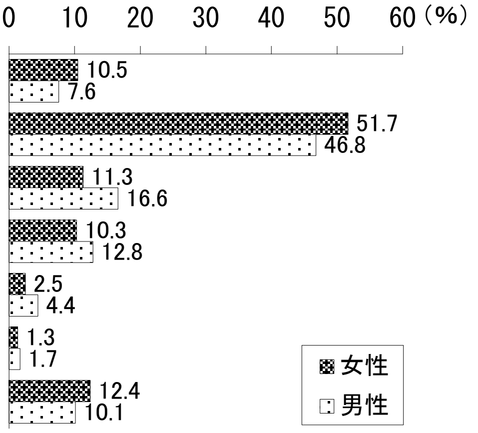

＜非正規従業員（パート、契約・派遣社員等）＞

	女性		男性	
	回答件数	比率	回答件数	比率
０人	51	10.7%	111	23.3%
１～４人	171	35.9	125	26.3
５～９人	83	17.4	43	9.0
10～29人	74	15.5	35	7.4
30～99人	25	5.3	11	2.3
100人以上	5	1.1	3	0.6
無回答	67	14.1	148	31.1
合　　計	476	100.0	476	100.0

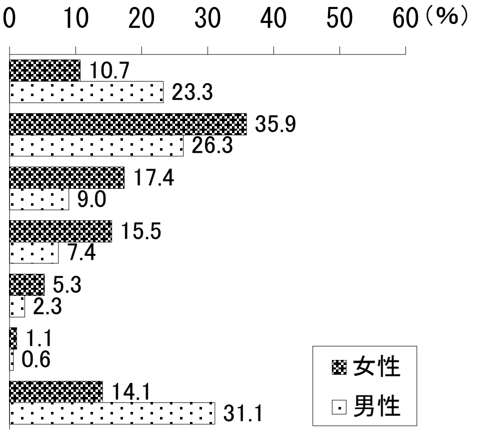

75.2%　　45.6%

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■市内事業所の正規従業員の平均年齢

平均年齢は、女性 45.47 歳、男性 46.07 歳となっています。

	女　性		男　性	
	回答件数	比率	回答件数	比率
20代	32	6.7％	19	4.0％
30代	71	14.9	84	17.6
40代	133	27.9	128	26.9
50代	100	21.0	97	20.4
60代	33	6.9	34	7.1
70歳以上	10	2.1	12	2.5
無回答	97	20.4	102	21.4
合　　計	476	100.0	476	100.0

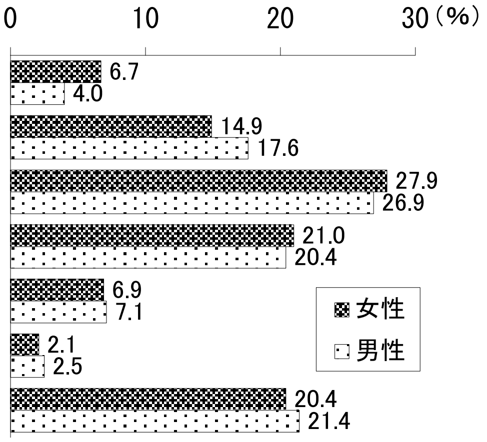

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■市内事業所の正規従業員の平均勤続年数

平均勤続年数は、女性 10.12 年、男性 12.23 年となっています。

	女　性		男　性	
	回答件数	比率	回答件数	比率
５年未満	95	20.0％	78	16.4％
５～９年	130	27.3	100	21.0
10～14年	58	12.2	63	13.2
15～19年	34	7.1	48	10.1
20～24年	24	5.0	38	8.0
25～29年	9	1.9	19	4.0
30年以上	18	3.8	27	5.7
無回答	108	22.7	103	21.6
合　　計	476	100.0	476	100.0

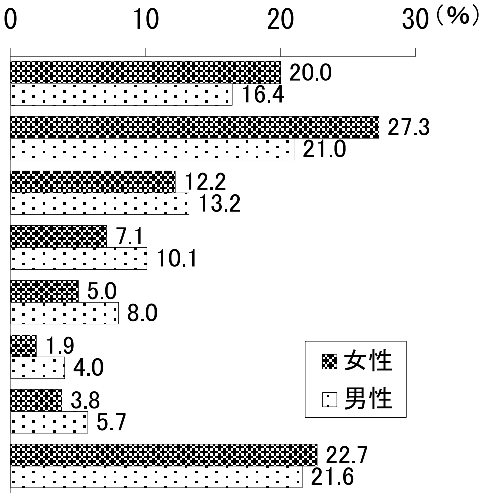

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

＜ワーク・ライフ・バランスについて＞

■男女の役割分担の理想と現状

理想では『男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する』と考える人が6割程度ですが、現状で平等に分担できているのは1割程度にとどまります。

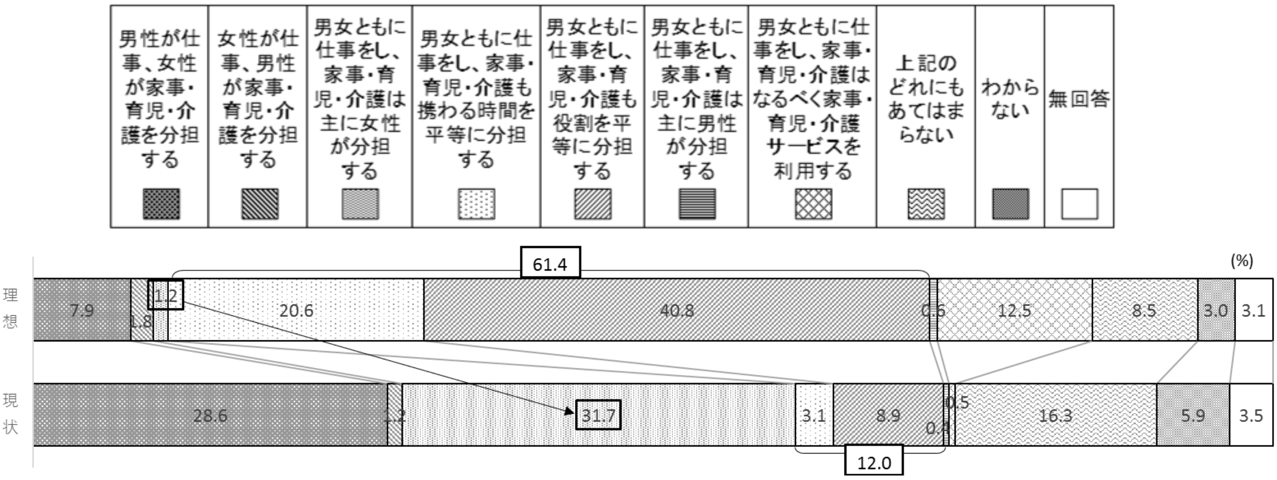

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■ワーク・ライフ・バランスの理想と現状

理想では『「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のすべて優先』と考える人が3割程度となっています。

現状でワーク・ライフ・バランスのとれている人は8％程度で1割に満たない状況です。女性では「家庭生活」、男性では「仕事」を優先させている人の割合が高くなっています。

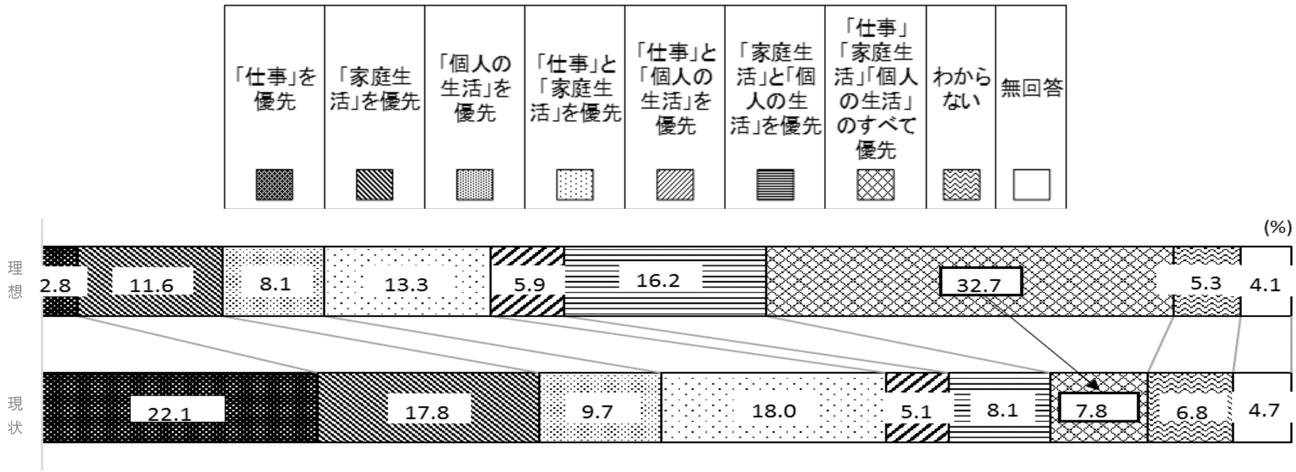

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■この1か月間の就労状況

「仕事をしていない」状況は女性が平成 27 年度調査より 6.3 ポイント増加しています。

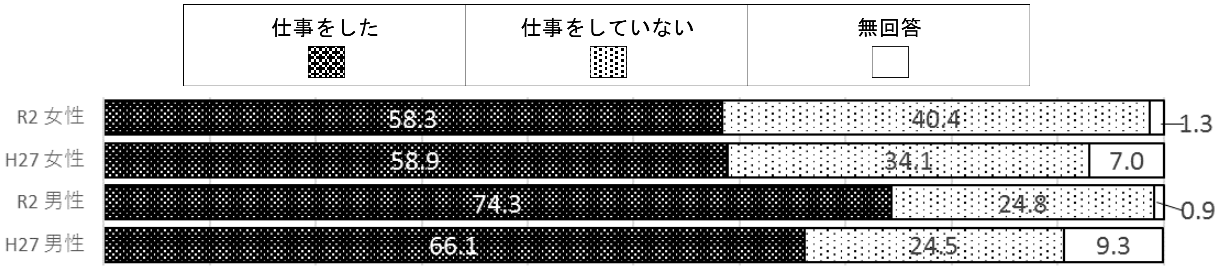

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識調査報告書【概要版】（令和3年1月）

■「正規従業員」一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数

「6～10 日」が約4割と最も高く、「1～5日」、「11～15 日」、「16～20 日」が10%台と続いています。

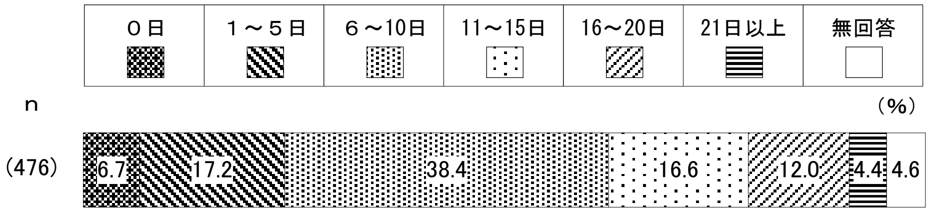

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■「正規従業員」一人あたりの月平均時間外労働時間

「10～20 時間未満」が約3割と最も高く、次いで「10 時間未満」が 23.9%、「30～45 時間未満」が 11.6%となっています。

また、「残業なし」は2割弱となっています。

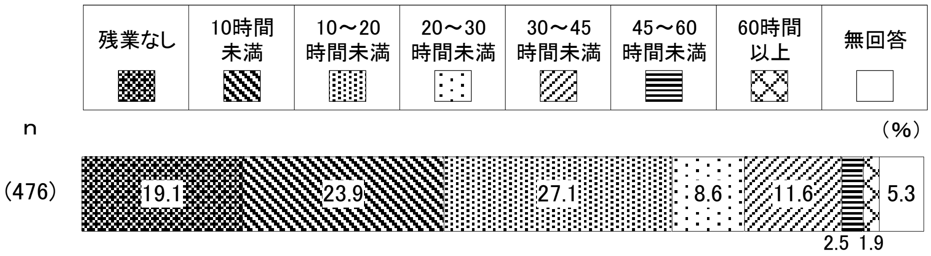

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■市内事業所の育児休業取得率

育児休業取得率は女性が 97.9%、男性は 17.0%となっています。

	全 体	女 性	男 性
出産者数（男性は配偶者が出産）	258人	146人	112人
育児休業取得者数	162人	143人	19人
育児休業取得率	62.8%	97.9%	17.0%

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■最も多かった育児休業取得期間

女性は「1年～1年6か月未満」と「6か月～1年未満」が約4割とほぼ同数となり、取得期間が半年未満の方は 5.8%にとどまります。

一方、男性は「5日未満」が最も高く、最長が「1か月～3か月未満」となっています。

＜女性＞

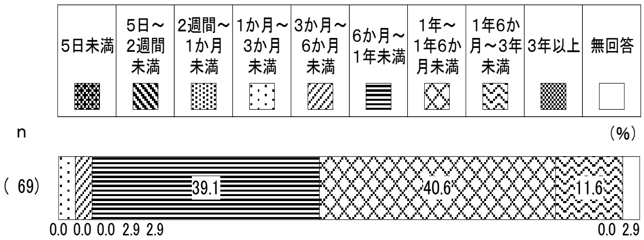

＜男性＞

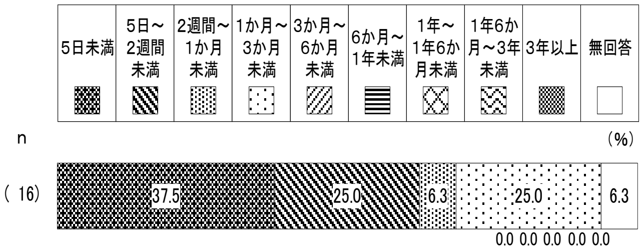

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■介護休業を取得した従業員数

平成 31 年4月1日～令和2年3月 31 日の間、介護休業取得者がいた事業所は全体の 9.9%で、東京都調査より、5.4 ポイント低くなっています。（東京都調査では全事業所を対象に聞いていたが、令和2年度調査では「介護休業制度」があると回答した事業所のみに聞いている。）

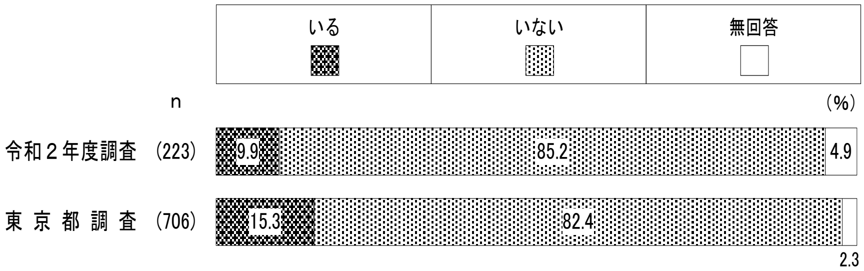

資料：令和2年度調査　小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）
東京都調査　令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査（令和2年3月）

■ワーク・ライフ・バランスへの取組の実施状況

全体では約6割の事業所で実施しており、業種別では金融・保険業、生活関連サービス業、教育・学習支援業の順にワーク・ライフ・バランスへの取組実施状況割合が高くなっています。

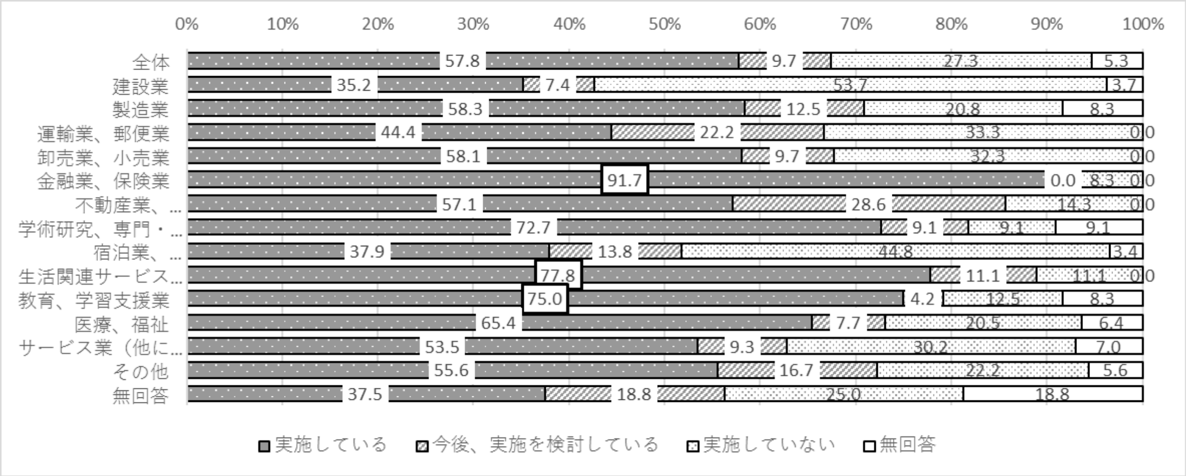

資料：小平市男女共同参画推進に関する事業所実態調査報告書【概要版】（令和3年1月）

＜女性の活躍推進について＞

■係長職以上の女性管理職の割合

役員および「課長補佐職以上」の女性割合は東京都調査より 1.3 ポイント高い状況です。
一方、係長職の女性の割合は東京都調査より 9.2 ポイント低くなっています。

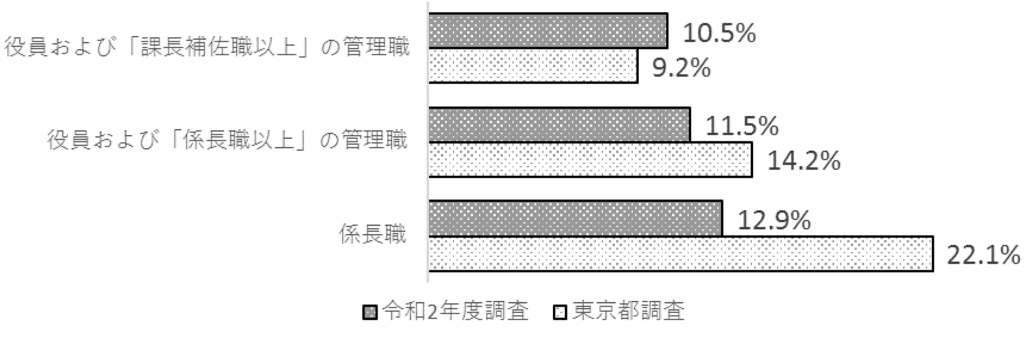

資料：令和2年度調査　小平市男女共同参画推進に関する事業所実態調査報告書【概要版】（令和3年1月）
東京都調査　令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査（令和2年3月）

＜人権について＞

■ハラスメントを受けた経験

　ハラスメントを受けた経験があるなかでは「パワハラ」「モラハラ」「セクハラ」の順に多く、「セクハラ」以外は男性の方が多く受けています。

　また、「自分も受けたことがないし、周囲にも被害者はいない」は約半数となっています。

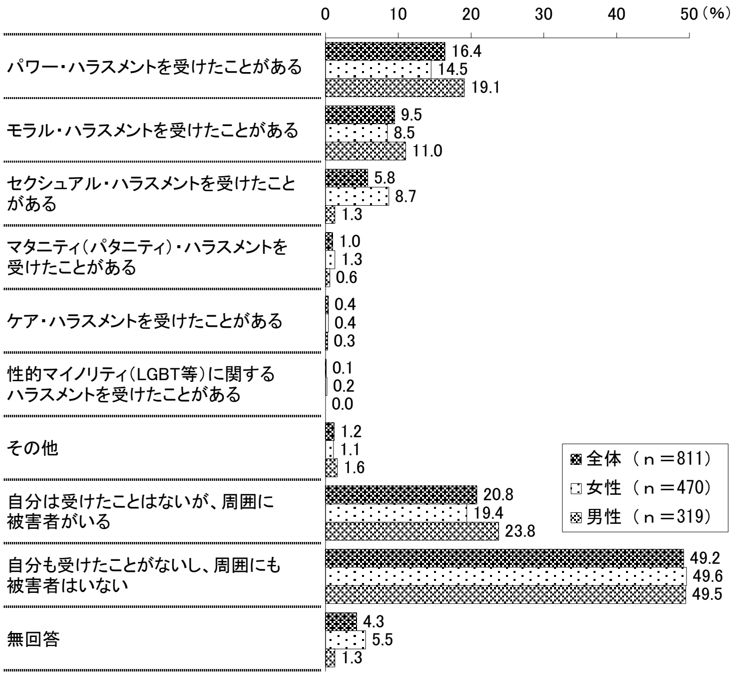

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■ハラスメントを受けた際の相談経験

　ハラスメントや暴力を受けたと答えた方で、相談したという割合は3分の1程度となっています。

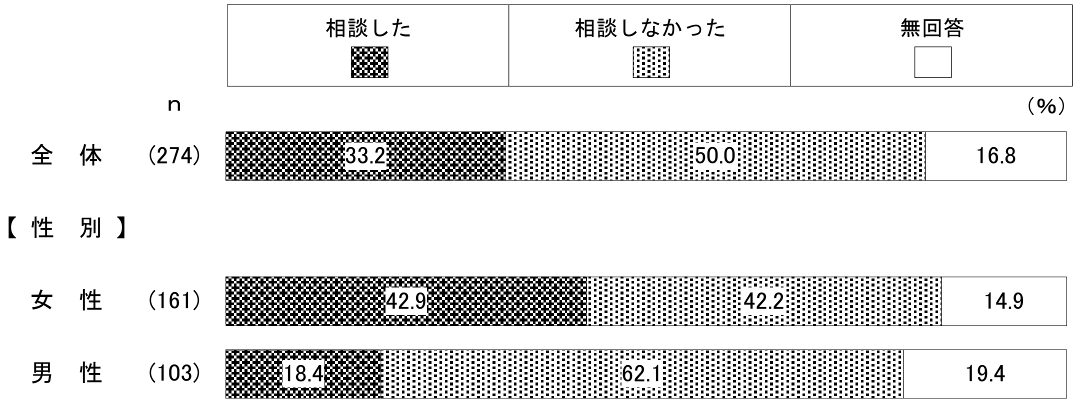

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

＜男女共同参画の推進について＞

■男女共同参画意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について）

固定的な性別役割分担意識は男女ともに5年前よりも解消されつつあり、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に『反対』は女性約7割、男性6割となっています。

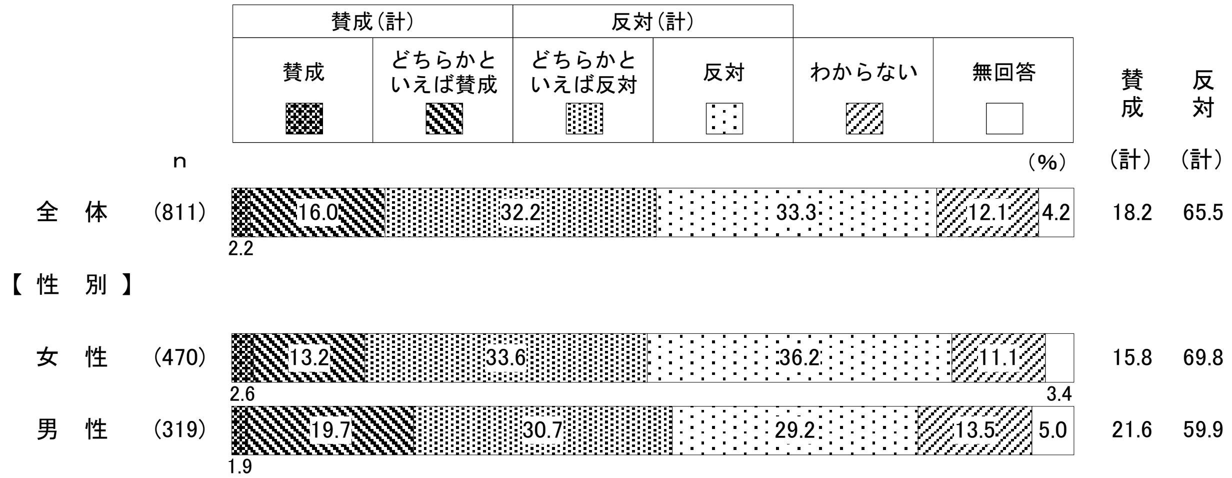

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■男女の立場（男女の立場は平等になっていると感じている割合）

各分野によって男女平等感はさまざまです。学校教育では6割程度の人が平等と感じ、法律や制度、地域活動が3割弱、最も低いのは政治分野で1割弱となっています。

＜女性＞

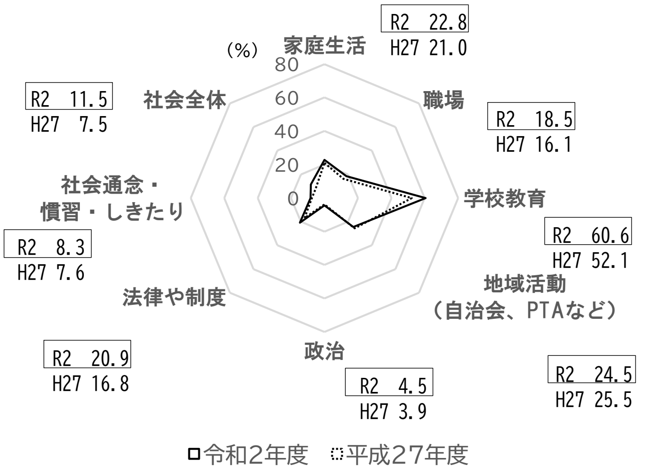

＜男性＞

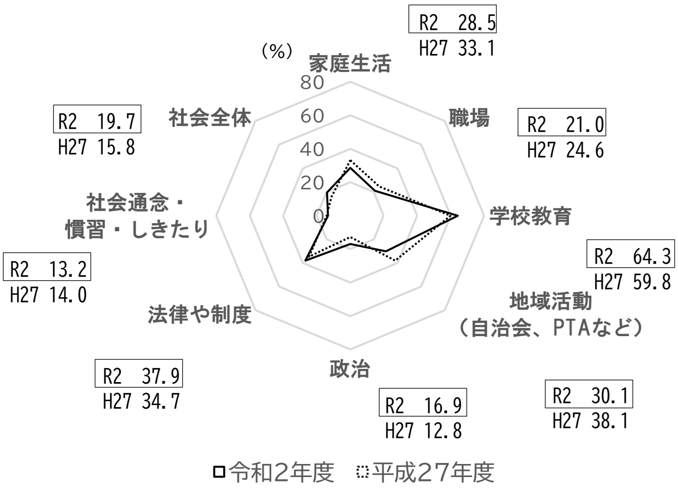

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）をもとに作成

4. 第三次推進計画における取組の総括と課題

基本目標Ⅰ　男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり 2　仕事と生活の両立の支援

課別施策 35 施策×4年実績＝140件　（　拡大：18 件、改善：9 件、継続：112 件、縮小:1件　）

主な取組内容

ワーク・ライフ・バランスの意識づくりや啓発のため、広報誌『ひらく』に起業や男性の家庭参加に関する内容を掲載するなど、だれもが個性と能力を発揮できる暮らし方、働き方を選べるよう、市民向けの講座や、意識啓発を行いました。

また、身近に多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整備するため、先進事業者での取組などを取り上げたり、懇談会を開催するなど、事業者へ情報提供及び啓発を実施しました。

仕事と生活の両立支援では、ライフスタイルの多様化に応じた就業支援や子育て・介護支援、男性への家庭参画・地域活動への参加を促進する事業として、ワーク・ライフ・バランスにつながる教室や講座など、多くの分野にわたり実施しました。

課題

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業者の理解が求められます。市では子育て・介護などとの両立支援の情報提供や講座による意識啓発などを実施してきましたが、事業者のワーク・ライフ・バランスの推進につながる新たな取組がなかなか見られず、制度や支援の情報が広く行き届いていないことがあげられます。

また、働く人に関することとして、性別に関わりなくだれもが仕事と家事・育児・介護などの役割を担えるよう、男性向けの講座や教室を開催してきましたが、自主的に参加することは依然としてハードルが高いものとなっています。

働きたいだれもが安心して働き続けるためには、家庭、事業者の理解、子育て環境の充実が必要です。

施策の方向性

事業者が働く人のワーク・ライフ・バランスの推進のため、新たに取り組めるよう、情報提供の方法を工夫し、意識啓発や制度説明の機会を増やすなど、さらなる取組を検討します。（第四次計画Ⅰ－2―①）

また、固定的な役割分担にとらわれることなく、だれもが仕事も家事・育児・介護などの役割も担えるよう、男性の家庭参画を促す事業を実施し、対象者に情報が行き届くよう周知方法を見直します。（第四次計画Ⅰ－1―②）

働き続けたいだれもが、自分らしく働き続けることができるよう、多様な保育ニーズに対応した子育て環境の充実を図ります。（第四次計画Ⅰ－1―①）

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

1　女性の職業生活における活躍支援 2　政策・方針決定過程への男女共同参画 3　あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

課別施策25 施策×4年実績＝100件　（　拡大:4 件、改善:10 件、継続:84 件、縮小 2 件　）

主な取組内容

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できるよう、就業・起業支援を実施し、固定的な役割分担にとらわれず就業継続できるよう働く場の環境整備支援を事業者へ情報提供しました。

あらゆる分野において女性の視点を取り込むことができるよう指導的立場への女性の登用状況を把握しました。

また、地域における男女共同参画推進のため、地域活動の支援、だれもが参加しやすい学習の場の提供に努めました。

幼年期から固定的な役割分担意識を抱えることのないよう、学校教育の場においても人権教育、健康安全教育の充実に努めました。

課題

講座や市民参加の場などで、必要に応じて子育て世代が参加しやすい工夫をし、だれもが地域とつながり、学び、声をあげる機会を提供するための取組を継続していくことが重要です。

男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査からは、結婚、妊娠・出産、子育てを機に仕事をやめた女性の割合が高く、仕事か家事・育児、どちらかを選ばざるをえない状況があることが読み取れます。

施策の方向性

ライフスタイルの多様化により、結婚、妊娠・出産、子育てや介護などで離職しても、再び働くことへの意欲の高まりを後押しするため、講座の充実を図ります。（第四次計画Ⅰ－1―①）

また、方針・計画策定時にも、あらゆる世代からの意見の聴取につなげるため、必要に応じて子育て世代が参加しやすい会議やワークショップの開催の推進に努めます。（第四次計画Ⅰ－1―③）

市内事業者の女性活躍推進の環境整備促進のため、支援施策の利用状況の把握に努めます。（第四次計画Ⅰ－2―①）

基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える人々にとっての安全･安心な暮らし

1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備
2 女性の生涯にわたる健康施策の推進
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進

課別施策 28 施策×4年実績＝112件 （ 拡大：21 件、改善：6 件、継続：83 件、縮小 2 件 ）

主な取組内容

だれもが安心して暮らせる地域づくりのため、さまざまな困難を抱える人々への理解を深め、差別や偏見を解消するための啓発を実施しました。

女性の生涯にわたる健康施策の推進では、健康づくり・妊娠・出産等に関する健康支援を行いました。

あらゆる暴力の根絶のため、市民に対する DV 防止に関する啓発や若い世代向けの講座、事業者へは働く場でのハラスメント防止のための講座を実施しました。また、市役所内関係部署での連携に努めました。

女性のさまざまな困りごとに対応するため、相談体制の充実を図りました。

課題

女性の生涯にわたる健康施策では、目標に掲げていた数値をおおむね達成しましたが、あとわずかな対象者へのアプローチや体制づくりに課題が残ります。

だれもが安心して暮らせるようハラスメントのない関係を築くには、さらに若い世代に意識啓発を図る必要があります。

コロナ禍により、女性の雇用の安定が図られなかったり、家事負担が重くのしかかったり、特に女性がさまざまな悩みごとを抱え、声にあげることができない状況が見受けられました。

施策の方向性

妊娠・出産等に関する健康支援では対象者が確実に支援につながるよう、工夫が求められます。（第四次計画Ⅱー2―②）

だれもが安心して暮らせるようハラスメントのない関係の構築のために、さらなる若い世代への啓発を検討します。（第四次計画Ⅱー3―②）

多くの人が相談につながるよう、女性相談を広く周知し、相談状況をみながら、ニーズに見合った相談体制を検討していきます。（第四次計画Ⅱー3―③）

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備

1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備
2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

課別施策9施策×4年実績＝36件 （ 拡大：2件、改善：9件、継続：25件、縮小0件 ）

主な取組内容

男女共同参画の視点による災害に強い地域づくりのため、出前講座や講演会などの実施や、さまざまな人に配慮した避難所運営のため、避難行動要支援者への支援を推進しました。

男女共同参画センター利用登録団体との協働を推進しながら、男女共同参画社会の形成を促進するため、講座や講演会を通し、市民、事業者へ向けて、性別にとらわれることのない生活への意識改革に努めました。

課題

さまざまな災害が各地で起こるなか、男女共同参画の視点、さまざまな視点による地域防災、避難所運営の重要性が高まっています。

男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査によると、男女共同参画施策が市民に十分認識されていない状況がみられました。

施策の方向性

地域防災に関して、市民との話し合いの場において、さまざまな視点での検討を行いながら、支援に取り組みます。（第四次計画Ⅲー2―②）

だれもがいきいきと自分らしい生活を送るための考え方、男女共同参画の理解を深めるため、男女共同参画センターを拠点として、さまざまな方法でその考えを周知し、取組を促進します。（第四次計画Ⅲー2―③）

第三次計画　数値目標の実績

小平アクティブプラン21（第三次）における取組の総括

基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現								
数値目標の実績	平成28年度実績（C）	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績（A）	令和3年度実績（A）	令和2年度数値目標（B）	達成度 (A-C)/(B-C)×100
施策1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり								
『職場で「男女差別と感じられることはない」と思う人』の割合（実態調査：問8－3）	47.4%	-	-	-	48.6%	-	60.0%	9.5%
施策2　仕事と生活の両立の支援								
『「育児休業制度を利用した」という男性』の割合（実態調査：問11）	4.6%	-	-	-	11.6%	-	13.0%（内閣府目標値）	83.3%
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援								
施策1　女性の職業生活における活躍支援								
『「結婚、出産・育児を理由とした退職経験はない」という女性』の割合（実態調査：F4－1）	44.2%	-	-	-	31.9%	-	60.0%	基準年（H28）上回らず
施策2　政策・方針決定過程への男女共同参画								
市職員の管理職における女性比率（各年度4月1日現在）	16.4%	16.2%	15.4%	17.4%	18.0%	18.8%	30.0%	17.6%
市職員の係長以上における女性比率（各年度4月1日現在）	25.0%	26.4%	26.7%	29.1%	29.2%	29.3%	35.0%	43.0%
市の委員会・審議会等における女性比率（各年度4月1日現在）	41.4%	45.3%	45.5%	46.9%	45.3%	44.4%	50.0%	32.6%
施策3　あらゆる場での男女共同参画意識の醸成								
『地域活動に「参加している」という人』の割合（実態調査：問18）	73.0%	-	-	-	60.3%	-	80.0%	基準年（H28）上回らず
基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし								
施策1　さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備								
生活困窮者自立支援事業の新規相談受付人数	240人	249人	379人	385人	1,797人	-	480人	達成
施策2　女性の生涯にわたる健康施策の推進								
保健師等による妊婦への面接の実施率	61.9%	80.0%	89.4%	98.4%	94.5%	-	100%	85.6%
施策3　女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進								
女性相談の相談件数	916件	1,007件	1,142件	1,125件	1,234件	-	1,200件	達成
身体的暴行である、『「平手で打つ」を「どんな場合でも暴力にあたる」と思う人』の割合（実態調査：問23(1)）	59.7%	-	-	-	79.5%	-	100%	49.1%
基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備								
施策1　男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備								
防災に関する出前講座「デリバリーこだいら」の参加者数	860人	590人（累計1,450人）	1,670人（累計3,120人）	706人（累計3,826人）	1,165人（累計4,991人）	-	2,200人（平成28年度から5年間の累計）	達成
施策2　男女共同参画の推進体制の整備・強化								
『小平市男女共同参画推進条例を「知っている」』人の割合（実態調査：問29）	3.4%	-	-	-	6.9%	-	15.0%	30.2%

※「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」は5年に一度の調査のため、その数値については、「平成28年度実績」の欄に前回調査分の平成27年度の数値を入れている。
※小平市の管理職は、課長補佐職以上を指す。

第3章　計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

日本国憲法及び男女共同参画社会基本法をふまえ、小平市男女共同参画推進条例に基づき、だれもが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすため、小平市第四次長期総合計画の理念を尊重し、以下を基本理念とします。

だれもが、性別による無意識の思い込みにとらわれることなく、共につながりを持ちながら認めあい、自分らしくいきいきとその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現

2. 計画の基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は小平市男女共同参画推進条例に基づき、次の7つとなります。

①人権の尊重

個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。

②社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③政策や方針の立案及び決定への共同参画

社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④教育における男女共同参画意識の推進

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

⑤家庭生活における活動と他の活動の両立

家族が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

⑥生涯にわたる性や子どもを産むことに関する本人の意思の尊重

だれもが、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、生涯にわたる性や子どもを産むことに関して本人の意思が身体的、精神的、社会的に尊重され、自己決定できること。

⑦国際社会及び国内における取組との協調

国際社会及び国内のさまざまな取組との協調の下に行われること。

３．計画の基本目標

本計画では、これらの基本理念と基本的視点を踏まえ、３つの基本目標のもとに施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ　男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方を選べることは、女性活躍の推進に大きな力となります。

働きたいだれもが、育児や介護、自身の病気、地域活動などと仕事の二者択一をせまられることなく、どちらも満足を得ながら生活することのできる社会を目指します。

基本目標Ⅱ　さまざまな困難を抱える人にとっての安全・安心なくらし

性別や年齢、国籍や文化、障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きづらさを感じることなく、生活できる環境づくりに取り組みます。

すべての人が相手を尊重し、対等な関係を築くことができるよう男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化

幼年期から無意識の思い込みをもつことなく、豊かな人生を築くため、社会とのつながり、さまざまな活動での経験をとおして、男女共同参画の意識の向上を目指します。

すべての人に関わる小平市男女共同参画推進条例や小平市男女共同参画推進計画について周知し、どんなときでも性別にかたよりのない対応をとることができるよう、さまざまな視点を取り入れることの大切さを啓発していきます。

4. 施策の体系

基本目標	施策	施策の方向性	該当頁
基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現 P. 36	1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 P. 36	①ライフスタイルの多様化に対応した就労環境の整備 ②家庭生活（家事、子育て、介護等）でのワーク・ライフ・バランスの推進　重点① ③くらしを豊かにする地域活動の推進	P. 38 P. 38 P. 39
	2　女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画） P. 40	①働く場における女性の就業継続・活躍の支援（女性活躍推進計画） ②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 New ①	P. 41 P. 43
	3　政策や方針を決定する場への男女共同参画 P. 44	①市役所における女性活躍の推進 ②委員会・審議会における男女共同参画の推進	P. 44 P. 45
基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える人にとっての安全・安心なくらし P. 46	1　さまざまな困難を抱える人の安全・安心なくらしへの環境整備 P. 46	①生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心してくらせる環境の整備 ③多様な性（性的指向、性自認）への理解促進と尊重 New ②	P. 47 P. 47 P. 48
	2　人生100年時代、生涯にわたる健康施策の推進 P. 49	①健康保持、健康づくりへの支援 ②妊娠、出産等に関する健康支援	P. 50 P. 50
	3　あらゆる暴力の根絶のための施策の推進（配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画） P. 51	①配偶者等からの暴力（ＤＶ）の防止と被害者支援の充実 ②ハラスメントや性暴力等への対策　重点② ③相談機能の周知と一層の充実	P. 52 P. 52 P. 53
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化 P. 54	1　あらゆる場での男女共同参画意識の醸成 P. 54	①地域と協働した男女共同参画の推進 New ③　重点③ ②学校教育における男女共同参画の推進 ③固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消 New ④　重点④	P. 55 P. 55 P. 56
	2　男女共同参画の推進体制の整備・強化 P. 57	①小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進、男女共同参画推進計画の進行管理と女性活躍に向けた現状把握 ②さまざまな視点による災害に強い地域づくり重点⑤ ③市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化	P. 58 P. 58 P. 59

5. 重点項目

5年の計画期間に、積極的に取り組む内容を、施策の方向性の中から5つを重点項目として定めました。

① 家庭生活（家事、子育て、介護等）でのワーク・ライフ・バランスの推進
② ハラスメントや性暴力等への対策
③ 地域と協働した男女共同参画の推進
④ 固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消
⑤ さまざまな視点による災害に強い地域づくり

6. 推進体制・進行管理

①計画の推進体制

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしている、小平市男女共同参画推進条例をもとに、具体的な取組を示しています。

事業の推進にあたっては、市、市民等及び事業者、関係機関がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組んでいきます。

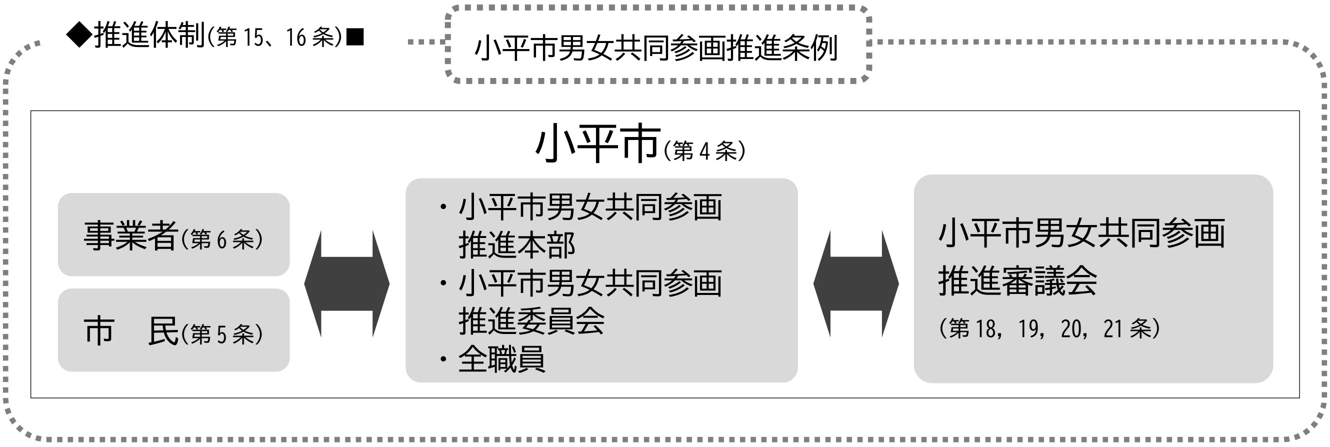

②推進状況の管理

毎年度、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成の上、市の横断的組織である小平市男女共同参画推進本部・推進委員会、市民参加による小平市男女共同参画推進審議会に報告し、分析・評価を行います。

推進状況の評価・点検の方法は、事業項目ごとに担当課で行った施策や事業を、毎年度確認して、基本目標の達成に向けて推進状況を評価します。施策ごとに設定した指標についても、令和7（2025）年度の実態調査で検証するものを除き、達成状況を確認します。

また、計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して管理するとともに、新たな国・東京都の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

第4章　施策の内容

基本目標Ⅰ　男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現

施策１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女共同参画、女性活躍の推進には、仕事と子育て・介護・地域活動などの生活のどちらかを選ぶことなく、自分らしく働き続けられるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた生活が求められます。性別にかかわりなく、家庭や地域においてもその個性と能力を十分に発揮できることは、ひとりひとりの生活に充実感、満足感を与え、豊かな生き方へとつながります。

ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるような意識啓発や働き方、くらし方の見直しを推進していきます。

数値目標

指　標	現在 （令和２年度）	数値目標 （令和７年度）
『「育児休業制度を取得した」という男性』の割合 （実態調査：H27 問 11、R2 問 13-2）	11.6%	20.4%
『地域活動に「参加している」という人』の割合 （実態調査：H27 問 18、R2 問 6）	60.3%	80.0%
市民活動支援センターあすぴあの登録団体数 （各年度４月１日現在）	130 団体	145 団体

＜育児休業取得率（子どもの年齢別）＞

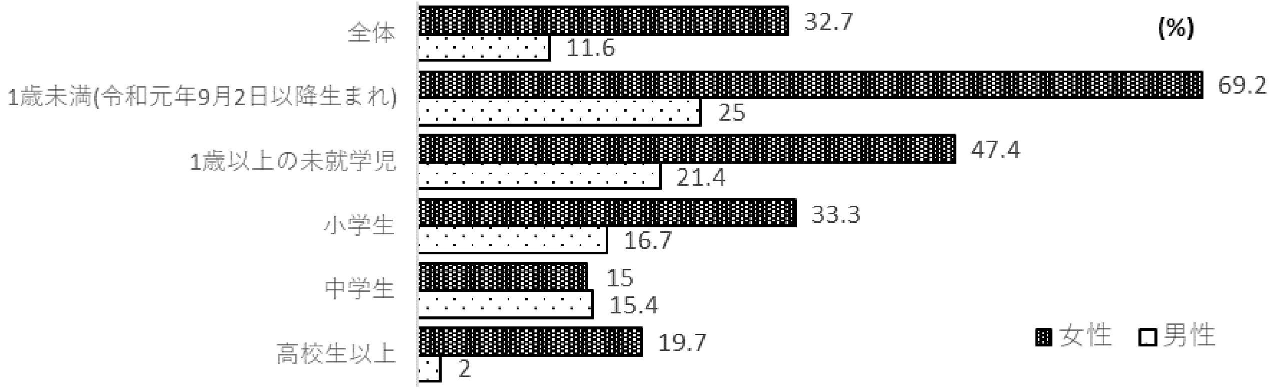

※このグラフは同居の子どものいる方が末子の子育てで、育児休業を取得した割合を示す。

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識調査報告書【概要版】（令和3年1月）をもとに作成

＜現在行っている地域活動＞

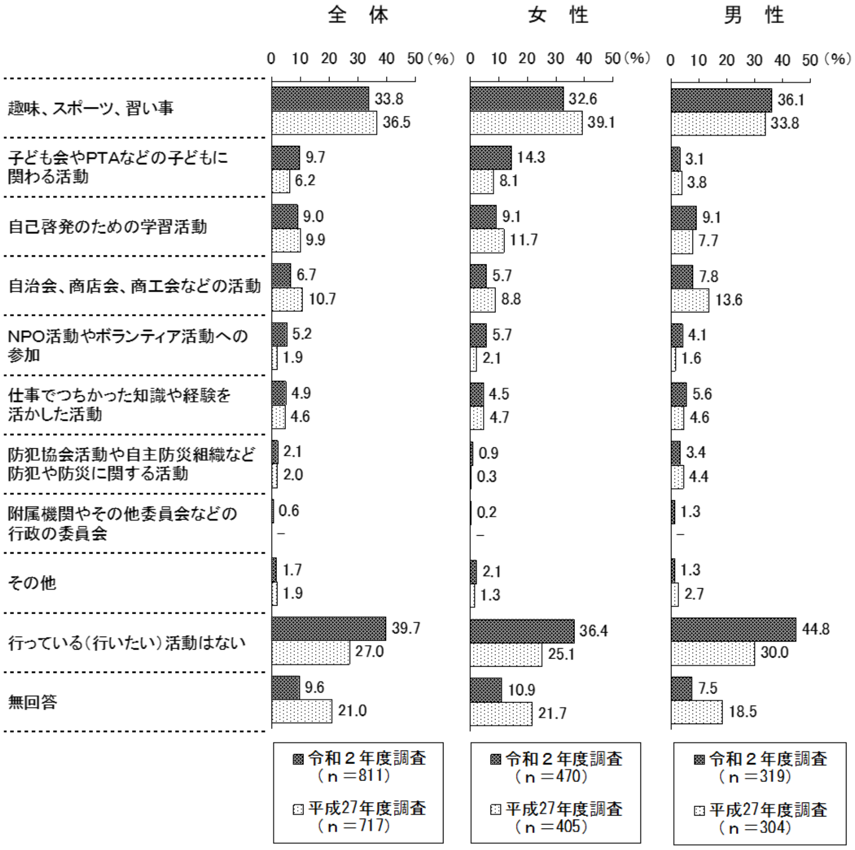

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

＜この1カ月（令和2年8月）の女性の就業状況＞

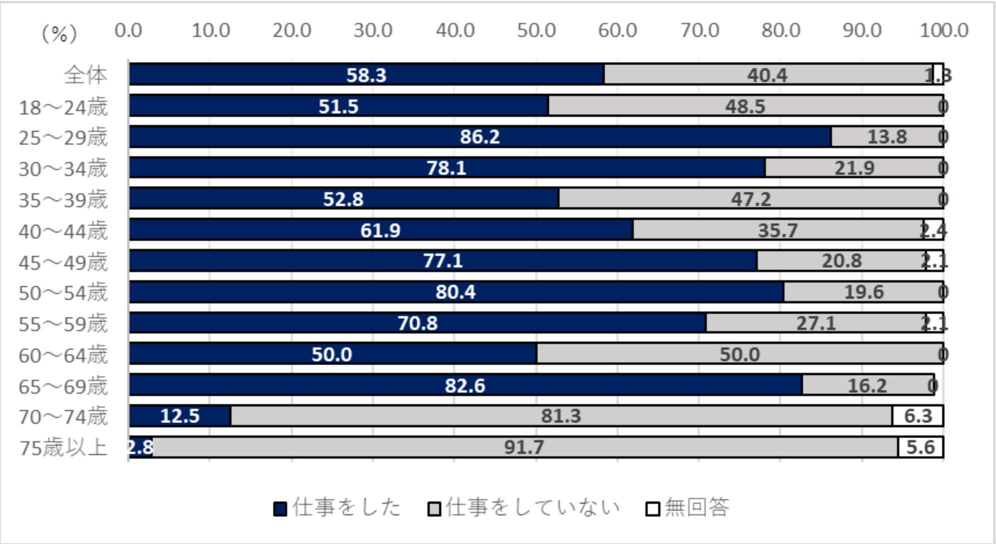

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）をもとに作成

施策の方向性	①　ライフスタイルの多様化に対応した就労環境の整備

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
1	就業・創業の情報提供	ハローワーク立川と情報交換を行うとともに、東京しごとセンター多摩、こだいら就職情報室、女性の就労支援施設“すだち”の情報提供を行うことで、就業・創業を支援します。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
2	就職・再就職・創業や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催	ハローワーク立川、マザーズハローワーク立川等と連携した就職支援セミナー等を開催し、就職・再就職・創業に向けた支援を行います。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
3	創業の支援	創業支援等事業計画に基づき、創業者に対する個別相談窓口を設置し、創業支援を行います。 また、商工会等と連携して、創業支援のセミナー等を行っていきます。	産業振興課
4	保育サービスの充実	だれもが仕事と仕事以外の生活のどちらか一方を選ぶことなく、働きたい人が就業継続できるよう、市内保育施設等における保育の質の維持・向上と保育受け入れの拡充に努めるとともに、一時預かり・病児保育や学童クラブといった、多様化する保育ニーズに対応し、安心して子育てできる環境を整備します。	子育て支援課 保育課

重点①

施策の方向性	②　家庭生活（家事、子育て、介護等）でのワーク・ライフ・バランスの推進

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
5	地域の子ども・子育て支援の推進	子どもの日々の成長に楽しみや生きがいを感じ、子育てに負担や不安、孤立感を抱えることのないよう地域全体で子育てを支えるため、児童館、子ども広場、放課後子ども教室等、子育て家庭を対象とする事業を実施します。 また、子育てガイドや子育て応援アプリ等で子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援課 保育課 健康推進課 地域学習支援課

No.	事　業	内　容	担当課
6	家事、子育てを支援する講座の開催	家庭教育に関する講座を開催し、子育て中の親の学習支援、子育ての孤立化の解消を図るとともに、学習活動を通じた仲間づくりを支援します。	公民館
7	女性相談と関係機関との連携	女性相談室の周知を図るとともに、幅広いニーズに応えられるよう、関係機関と連携していきます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課
8	男性や父親に向けた家事•育児•介護講座の開催	育児や介護などのケアワークの負担の偏りが就業継続を阻むことのないよう、家庭教育に関する講座、男性の料理教室等の講座の開催等により、男性の家事・育児・介護への意識を高め、参画を促進します。 また、育児休業制度の利用促進に努めます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課 健康推進課 公民館
9	介護者支援と介護に関する意識啓発、情報提供	高齢者に関する総合相談窓口として本所５か所、出張所４か所の地域包括支援センターのパンフレットを戸別配付するとともに、認知症カフェや家族介護教室を開催し、介護に関する意識啓発、情報提供を行います。	高齢者支援課

施策の方向性　③　くらしを豊かにする地域活動の推進

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
10	市民活動の支援と情報提供	市民講座等の開催を通じて、地域活動への参加を促します。また、市民活動支援センターあすぴあや男女共同参画センター“ひらく”、地域センター、公民館で、市民活動の情報及び活動の場を提供していきます。	関係各課 市民協働・男女参画推進課 公民館
11	地域における活動の支援	自治会、サークル、ボランティア活動等への参加のきっかけづくり、男女共同参画の視点への意識啓発等により、地域活動を支援していきます。	環境政策課 水と緑と公園課 道路課 地域学習支援課 市民協働・男女参画推進課 公民館
12	だれもが身近な地域で学びあい、その地域づくり等に活かせる多様な学習の場や機会の提供	市民向け講座を充実させ、子育て中の親も安心して参加できるよう、保育付きの講座等を充実し、だれもが共に地域コミュニティで活躍する場の提供に努めます。	市民協働・男女参画推進課 市民課 公民館 図書館 関係各課

施策２　女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画）

働くことを希望するだれもが、自分らしくいきいきと働き続けられるよう、働く場での意識改革、仕事と子育て・介護・地域活動などの生活のどちらもやりがいや充実感を感じられるような職場環境づくりを促します。

家族のだれかに仕事または子育て・介護・地域活動などの生活がかたよることなく、働きながら子育て・介護にたずさわることを容認し、一方キャリアを積みながら働き続けられる環境の整備を支援します。

数値目標

指　標	現在 （令和２年度）	数値目標 （令和７年度）
『「結婚、出産・育児を理由とした退職経験はない」という女性』の割合（実態調査：H27F4-1、R2F4-1）	31.9%	60.0%
市内事業所の男性の育児休業取得率（実態調査 R2 問６）	17.0%	30.0%
市内事業所の介護休業取得率（実態調査 R2 問７）	9.9%	延伸
市内事業所の年次休暇平均取得日数 11 日以上の割合（実態調査 R2 問２）	33.0%	延伸
市内事業所の月平均時間外労働時間 20 時間未満の割合（実態調査 R2 問３）	70.1%	延伸
問題になったハラスメントが特にない事業所割合（実態調査 R2 問９）	80.7%	延伸
市職員の年次休暇平均取得日数	12.6 日	14 日以上
市男性職員の育児休業取得率	15.8%	30.0%

＜結婚、出産・育児を理由とした退職経験の有無（結婚（事実婚を含む）経験のある方のみ）＞

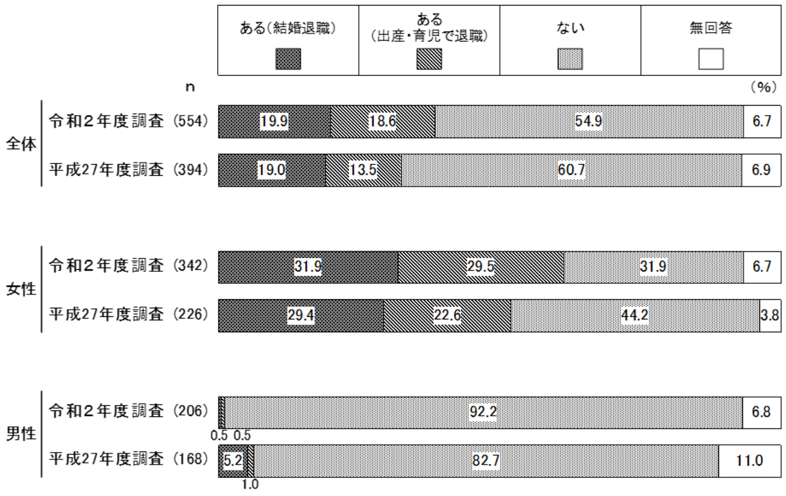

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

施策の方向性	①　働く場における女性の就業継続・活躍の支援（女性活躍推進計画）

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
13	ワーク･ライフ･バランスに関する理解の促進	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、子育て、介護等に関する各種配布物や出前講座、ホームページやメルマガなどによる情報提供により仕事と生活の調和に関する意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課
14	職場環境の法律や制度の理解の促進	市内事業者等のワーク・ライフ・バランスに関する取組の情報を収集するとともに、働き方改革等に関する成功事例や経営効果の情報発信、パンフレット配布やポスター掲示により啓発を行います。 国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者への支援を行い、働きやすい職場環境の整備を促します。 支援の利用状況について、実態把握に努めます。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
15	職業生活と家庭生活の両立支援に向けた事業者での先進事例の紹介・啓発	先進事業者等の事例を紹介することで、事業者への男性の育児休業取得を奨励し､ワーク･ライフ・バランスの意識を広めていきます。 また、国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者支援を行い、職場環境の改善等を促します。 女性活躍推進のための一般事業主行動計画策定、えるぼし認定制度の周知を進めます。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
16	男女共同参画の推進、女性活躍推進法の認定取得等を考慮した総合評価方式による入札	育児・介護休業制度等の取得や女性活躍推進法の認定取得等の実績があった場合に総合評価の加点対象とする入札方式を適用します。	契約検査課
17	ハラスメント防止に関する啓発	ホームページや講座などを通して、事業者へ向けたハラスメント防止に関する啓発を行います。	市民協働・男女参画推進課

<事業所で問題になったハラスメントの内訳>

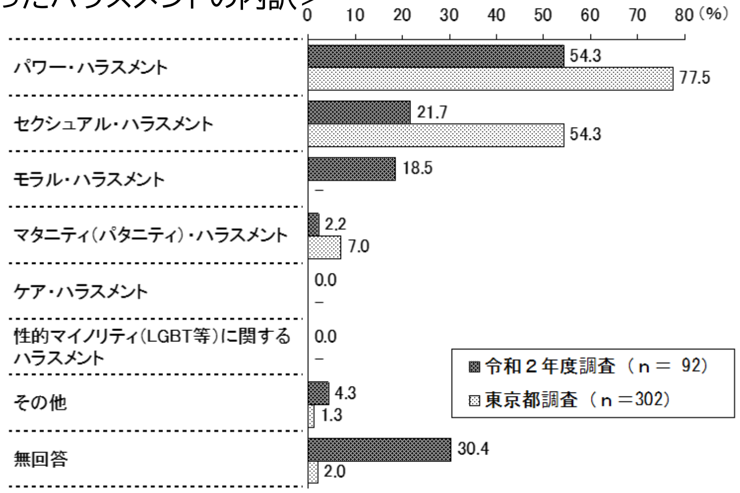

資料：令和2年度調査　小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

<ハラスメント防止等の取組状況>

【従業員規模別・業種別】

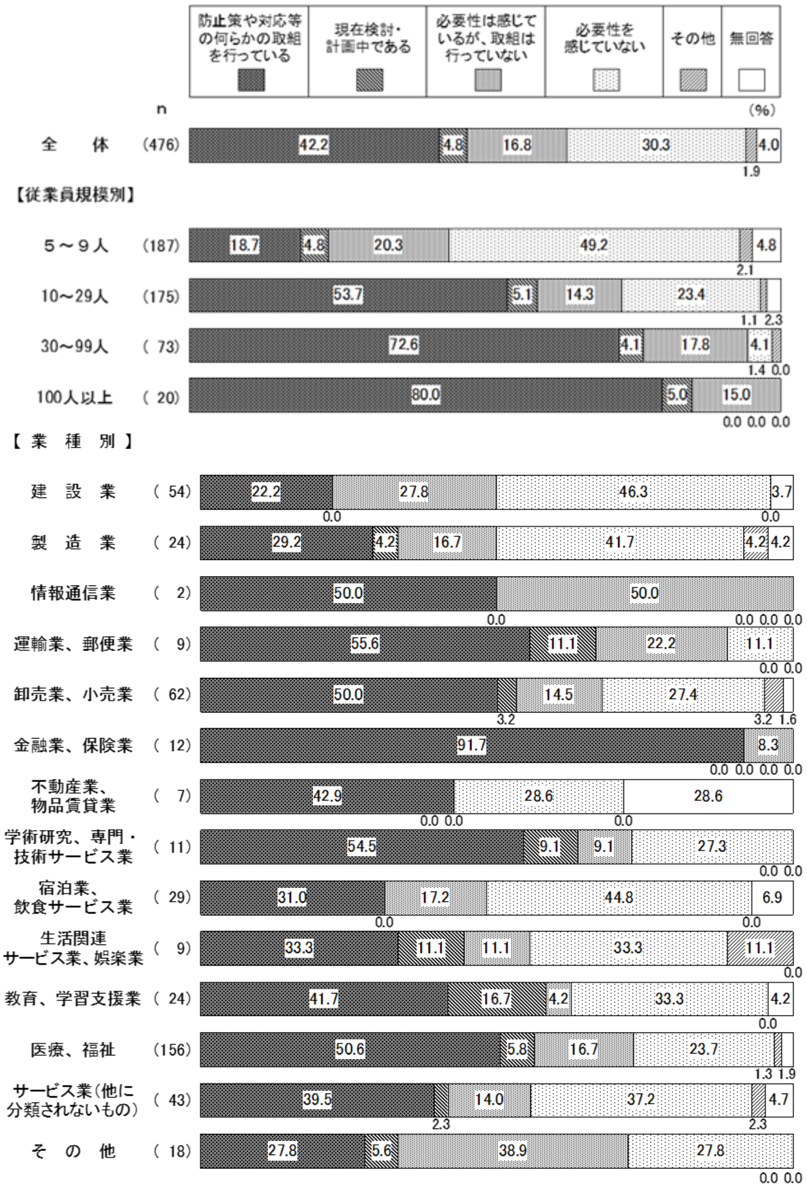

資料：令和2年度調査　小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

施策の方向性	②　市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進　**ＮＥＷ１**

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
18	市職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組	市職員における男女共同参画を促進し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「ＨＡＰＰＹこだいら」に掲げられた目標達成に向けて取組を進めていきます。	職員課 全課

祝 2024新紙幣 女性活躍の先駆者 津田梅子 氏

施策３　政策や方針を決定する場への男女共同参画

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において政策や方針を決定する場に性別にかたよりなく、さまざまな視点が取り入れられることが重要です。

市は働きやすい職場づくり、女性活躍を推進し、性別にかたよりのないさまざまな視点を活かしながら、管理職の女性割合の向上に努めます。

また、市の委員会･審議会等においてもさまざまな意見が取り込まれるよう、女性の積極的な任用を促進します。

数値目標

指　標	現在（令和３年度）	数値目標（令和７年度）
市職員の管理職における女性比率（４月１日現在）	18.8％	30.0%
市職員の係長以上における女性比率（４月１日現在）	29.3％	35.0%
（参考目標）市職員の部長職の女性比率（４月１日現在）	5.3%	14.0%
（参考目標）市職員の課長職の女性比率（４月１日現在）	9.6%	22.0%
（参考目標）市職員の課長補佐職の女性比率（４月１日現在）	29.9%	33.0%
（参考目標）市職員の係長職の女性比率（４月１日現在）	38.5%	40.0%

施策の方向性　①　市役所における女性活躍の推進

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
19	市職員の女性活躍推進に向けた取組	キャリア形成研修、管理職向けの女性職員活躍支援研修の実施等により、女性職員の計画的な人材育成や、働きやすい職場環境の整備を進めていきます。	職員課

施策の方向性	②　委員会・審議会における男女共同参画の推進

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
20	委員会・審議会等における女性委員の積極的任用、参画促進	女性の政策・方針決定過程への参画状況調査の実施と情報公開により、女性委員の積極的任用を促進します。 各委員会・審議会では、どちらの性の委員の割合も５０％になるように努めます。	市民協働・男女参画推進課 関係各課

＜審議会等における女性委員の比率＞

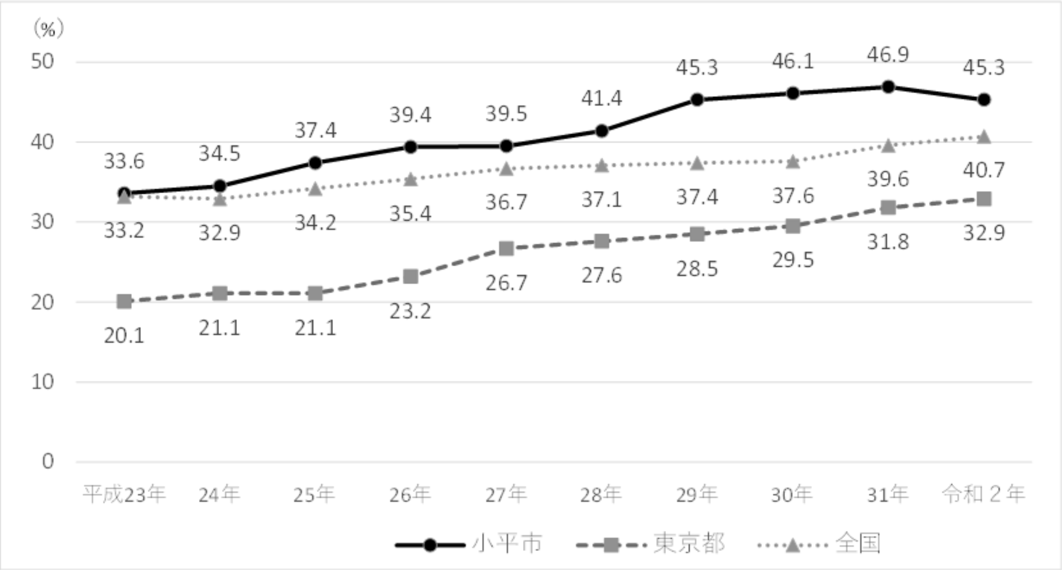

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の 形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年４月１日現在）

基本目標Ⅱ　さまざまな困難を抱える人にとっての安全・安心なくらし

施策１　さまざまな困難を抱える人の安全・安心なくらしへの環境整備

性別や年齢、国籍や文化、障がいの有無などにかかわらず、だれもが安心してくらせるよう、無意識に抱える偏見や差別を解消するための啓発に取り組みます。

ひとりひとりの人権が尊重され、多様な生き方が認められるくらしの実現を目指し、意識啓発や情報提供などを行います。

また、さまざまな不安を抱える人の困りごとを解決へつなげるための支援を継続します。

数値目標

指　標	現在 （令和２年度）	数値目標 （令和７年度）
生活困窮者自立支援事業の新規相談受付人数	1,797 人	480 人※
60～69 歳までの就業率（実態調査 R2 問 9）	51.3%	51.6%
性的マイノリティの認知度（実態調査 R2 問 23）	70.3%	80.0%

※令和 2 年度実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規相談受付人数の大幅な増となったことから、令和 7 年度は新型コロナウイルス感染症拡大前の相談件数の状況を想定し、数値目標とした。

＜性的マイノリティの認知度＞

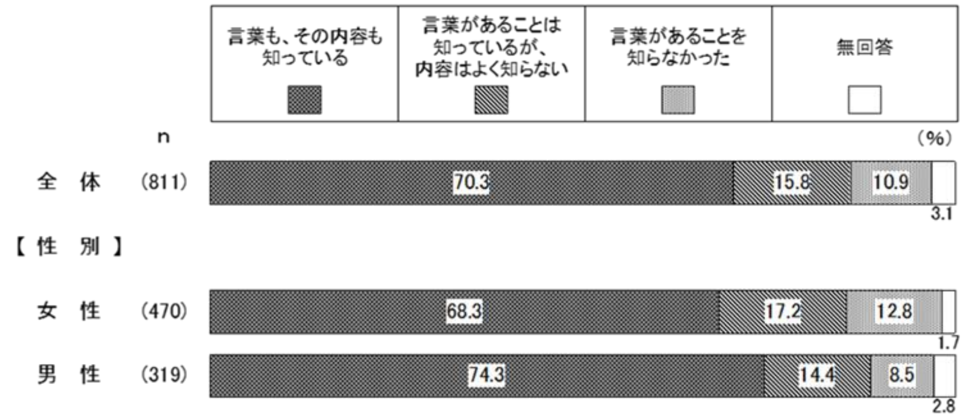

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

施策の方向性	①　生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
21	生活困窮者へのきめ細かい支援	就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状態に応じた包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。	生活支援課
22	ひとり親家庭等へのきめ細かい支援	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に向けて必要な情報提供や就労などの支援を行います。	子育て支援課

施策の方向性	②　高齢者、障がい者、外国人等が安心してくらせる環境の整備

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
23	人権意識の啓発	人権擁護委員が実施する啓発活動の支援を行うとともに、東京都等が主催する行事や男女共同参画週間などの広報、人権啓発活動に関する情報提供を行います。	総務課 市民課 文化スポーツ課 高齢者支援課 障がい者支援課 市民協働・男女参画推進課
24	情報提供及び相談体制の整備	人権尊重の観点に配慮し、男女共同参画の視点で、さまざまな困難な状況に置かれている高齢者、障がい者、外国人、女性等が安心してくらせる環境を整備します。各種市民相談の実施及び連携により、多様性に配慮し、市民が抱えるさまざまな問題の解決に向けて助言できる環境、市民にとってわかりやすく身近で相談しやすい体制をつくります。	市民課 文化スポーツ課 生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課 市民協働・男女参画推進課

施策の方向性 | ③　多様な性（性的指向、性自認）への理解促進と尊重 **NEW2**

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
25	多様な性（性的指向、性自認）への理解促進や生き方の尊重	性的指向や性自認を理由とした差別・偏見をなくし、理解を深めるための啓発を行います。また、学校では性のちがいについての人権教育を行います。	市民協働・男女参画推進課 指導課（小・中学校）
26	性的少数者に寄り添った取組の検討	性的少数者に寄り添った、さまざまな取組についての検討を進めます。	市民協働・男女参画推進課

性の多様性について

施策２　人生 100 年時代、生涯にわたる健康施策の推進

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの段階において、それぞれ健康上の課題に直面することをだれもが理解し、配慮していくことが求められます。

人生100年時代、性差に対応した生涯を見据えて、こころとからだの健康づくりを支援します。

性差に関する理解を深め、尊重しあうことで、妊娠・出産などにおいても主体的な生き方ができる社会を目指し、情報提供や支援を行います。

数値目標

指　標	現在（令和２年度）	数値目標（令和７年度）
65 歳健康寿命（要介護２以上）女性	86.42 歳（平成 31 年）	延伸
65 歳健康寿命（要介護２以上）男性	83.60 歳（平成 31 年）	延伸
保健師等による妊婦への面接の実施率	94.5%	100%

健康に関すること

施策の方向性	①　健康保持、健康づくりへの支援

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
27	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	国の指針に基づく、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん検診等を実施し、受診勧奨等を行うことで、がん予防に対する意識を高めるとともに、各種健（検）診の受診率の向上に努めます。また、女性向け、男性向け、年齢別、保育付きなどライフステージに合わせた教室等を実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行います。	健康推進課
28	健康相談の実施	がん精密検査未受診者に健康相談、受診勧奨を実施します。 また、各種健康教室において、健康相談を行うことで、生活習慣の改善を促し、健康の保持・増進を図ります。	健康推進課
29	介護予防の推進啓発	高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、理学療法士等の専門職による支援なども行いながら、住民が主体の介護予防の活動を地域全体へ広げていきます。	高齢者支援課
30	健康づくり、体力づくりの推進	健康増進を目的としたスポーツ教室やウォーキングイベント等、だれでも気軽に取り組める事業を開催することにより、市民の健康づくりの推進に努めます。	文化スポーツ課

施策の方向性	②　妊娠、出産等に関する健康支援

主な事業

No.	事　業	内　容	内容
31	妊娠・子育て等に必要な情報提供	妊婦全員への面接、乳児家庭全戸訪問事業やハローベビークラス（両親学級）で、妊娠、子育て等に必要な情報を提供します。また、子育て応援アプリで子育てに関する情報提供を実施します。	健康推進課
32	母性保護に関する事業の推進	妊娠ＳＯＳ相談事業により、妊娠・出産への悩みや心配ごとのある方への支援を行います。また、妊娠届出時等での妊婦面接で、妊娠、出産に困難を感じていないか等を確認し、健康支援に努めます。	健康推進課

施策３　あらゆる暴力の根絶のための施策の推進
（配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画）

配偶者やパートナーなどの親密な関係で起こる暴力、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、さまざまなハラスメント、性暴力、ストーカー行為等は犯罪となる行為を含む、深刻な人権侵害です。

だれもが相手を尊重し、対等な関係を築くことが男女共同参画社会の実現につながります。

あらゆる暴力を根絶するために意識啓発や相談体制の充実を図り、被害者支援のため関係機関との連携の充実を図っていきます。

数値目標

指　標	現在 （令和２年度）	数値目標 （令和７年度）
『「何を言っても長時間無視し続ける」がどんな場合でも暴力にあたると思う人』の割合 （実態調査 R2 問 19）	57.0%	100%
女性相談の相談件数	1,234 件	1,500 件

＜暴力の認識＞

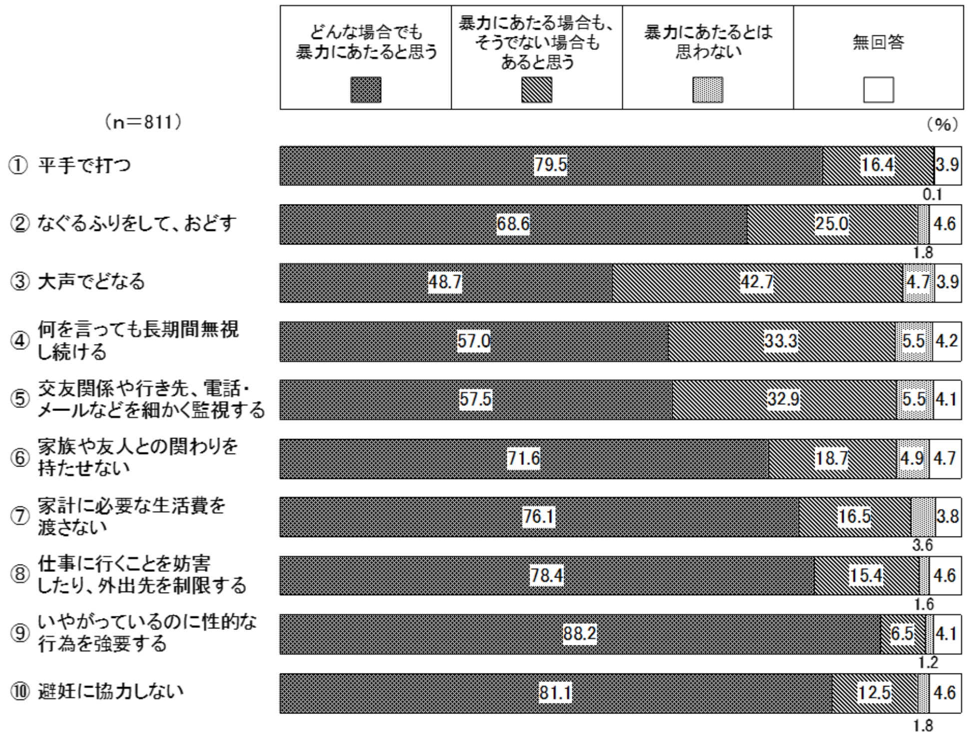

資料：令和2年度調査　小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

施策の方向性	①　配偶者等からの暴力（ＤＶ）の防止と被害者支援の充実

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
33	女性への暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発	暴力と人権侵害防止に関する知識の普及に努め、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）や講座の開催を通じて意識啓発を図り、ＤＶに関する理解と根絶に努めます。	市民協働・男女参画推進課
34	市の体制整備及び女性相談と関係機関との連携	庁内連携会議の開催等により連携を強化し、関係機関との協力体制の強化に努めます。個人情報の保護に十分配慮し、被害者がより身近な場所で安心して相談できるように、女性相談の周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課 関係各課

重点②

施策の方向性	②　ハラスメントや性暴力等への対策

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
35	ハラスメントやストーカー等の防止のための意識啓発と情報提供	ハラスメント防止のための講座等を開催するとともに、男女共同参画センター“ひらく”に書籍・パンフレット等の各種資料を配架し、意識啓発を行います。	市民協働・男女参画推進課
36	デートDV防止の啓発	若い世代へ向け、相手と気持ちのよい付き合いができるように、デートDVが身近にひそんでいることに気づき、認識してもらうための取組を実施します。	市民協働・男女参画推進課

施策の方向性	③　相談機能の周知と一層の充実

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
37	相談体制の充実	さまざまなニーズに対応できるよう、家庭相談等の各種市民相談の実施や、法律相談での女性弁護士による相談体制を継続するとともに、女性相談の充実について検討します。 また、災害時の相談対応について検討していきます。	市民課 市民協働・男女参画推進課

ハラスメント、DV について

中学生400人に聞きました!!『男女で平等でないと思うことは?』

基本目標Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化

施策１　あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

社会のあらゆる分野において、だれもが性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる生き方を尊重することが大切です。

地域と協働した啓発や情報提供、また学校教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れ、意識の醸成を図ります。

数値目標

指　標	現在 （令和２年度）	数値目標 （令和７年度）
自治会長の女性割合	23.1％	29.1％
男女平等に関する授業を実施した小・中学校の割合	100％	100％
『職場で「性別でちがいがあると感じられることはない」と思う人』の割合（実態調査：H27 問 8-3、R2 問 9-1）	48.6％	60.0％

＜職場での性別によるちがい＞

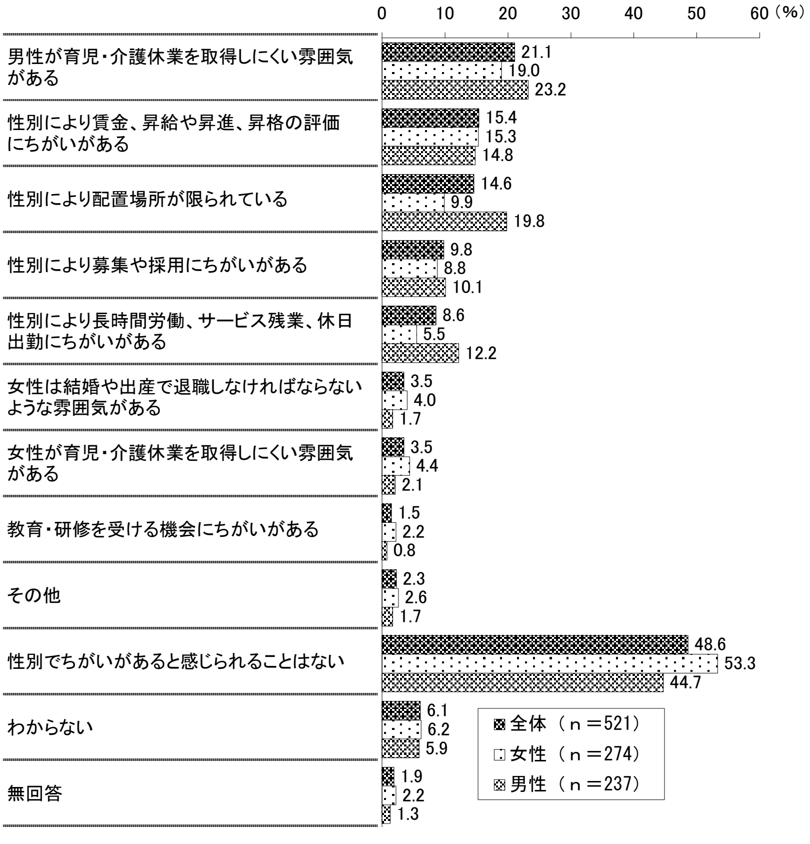

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

重点③

施策の方向性 ① 地域と協働した男女共同参画の推進 **NEW3**

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
38	地域活動団体への女性登用の協力要請	市民活動支援センターあすぴあと連携した講座等の開催により、地域活動を担う女性リーダーを育成し、地域団体（町会・自治会、サークル、ボランティア活動等）への女性登用の協力要請を行っていきます。	市民協働・男女参画推進課
39	市民等や男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	公募市民からなる男女共同参画推進実行委員会の企画・運営による広報誌『ひらく』の発行と、講演会（フォーラム）を開催します。また、男女共同参画センター利用登録団体等との協働・共催による講座等を開催することで、市内外の関係機関との連携を強化し、男女共同参画の意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課
12 (再掲)	だれもが身近な地域で学びあい、その地域づくり等に活かせる多様な学習の場や機会の提供	市民向け講座を充実させ、子育て中の親も安心して参加できるよう、保育付きの講座等を充実し、だれもが共に地域コミュニティで活躍する場の提供に努めます。	市民協働・男女参画推進課 市民課 公民館 図書館 関係各課

施策の方向性 ② 学校教育における男女共同参画の推進

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
40	教職員研修の充実	東京都人権施策推進指針に基づき、人権教育推進委員会や各学校の研修会をはじめ、男女共同参画の視点を踏まえた人権に関わる研修の充実に努めます。	指導課
41	人権教育、健康安全教育に関する指導・個別相談の充実	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、人権教育、健康安全教育、キャリア教育に関する指導及び個別相談の充実に努めます。	指導課（小・中学校）
36 (再掲)	デートDV防止の啓発	若い世代へ向け、相手と気持ちのよい付き合いができるように、デートDVが身近にひそんでいることに気づき、認識してもらうための取組を実施します。	市民協働・男女参画推進課

重点④

施策の方向性	③　固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消　**NEW4**

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
42	無意識の思い込みの解消	男女共同参画社会の実現のため、だれにでもある無意識の思い込みを認識し、ジェンダー平等を含む啓発を実施します。	市民協働・男女参画推進課
43	情報リテラシーの周知	情報には立場や視点のちがいから内容が異なって伝わることがあることを知り、だれが目にしても配慮の行き届いた情報の取捨選択、表現を心がけられるよう啓発していきます。	全課 秘書広報課 市民協働・男女参画推進課
39 (再掲)	市民等や男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	公募市民からなる男女共同参画推進実行委員会の企画・運営による広報誌『ひらく』の発行と、講演会（フォーラム）を開催します。また、男女共同参画センター利用登録団体等との協働・共催による講座等を開催することで、市内外の関係機関との連携を強化し、男女共同参画の意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課

無意識の思い込みについて

施策２　男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画推進計画を着実に市全体で推進していくためには、各施策の推進状況を検証し、事業効果を図るため、関係各課の横断的な調整、連携の強化が求められます。

また、男女共同参画社会の形成のためには、市をはじめ、市民や事業者とともに取り組む必要があります。

災害などの非常時においてもさまざまな視点から対応することができるよう、小平市男女共同参画センターを拠点とした積極的な情報発信と施策を推進し、男女共同参画意識の向上を図ります。

数値目標

指　標	現在（令和２年度）	数値目標（令和７年度）
男女共同参画社会が実現されていると思う市民の割合	34.0%（平成 28 年度）	12 月公表値による
『小平市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合』（実態調査：H27 問 29、R2 問 26）	6.9%	15.0%
男女共同参画に関する啓発等の企画数	14 本	20 本
防災に関する出前講座「デリバリーこだいら」の開催回数	７回	13 回
避難所開設準備委員会が開催する会議への女性参加割合	―	30.0%

＜市の男女共同参画施策の認知度＞

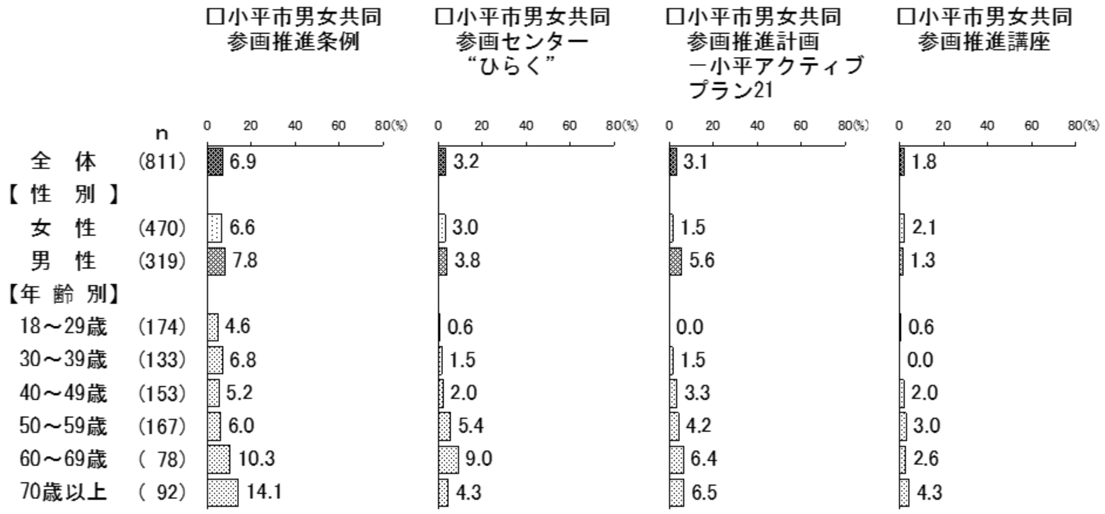

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

施策の方向性	①　小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進、男女共同参画推進計画の進行管理と女性活躍に向けた現状把握

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
44	性別のちがいによる現状把握のための取組	性別による傾向のちがいを把握し、男女共同参画、女性活躍に向けた取組に活かしていきます。	関係各課
45	小平市男女共同参画推進条例、小平市男女共同参画推進計画の周知・推進	男女共同参画社会実現に向けた小平市男女共同参画推進条例の周知のために、大人用・子ども用の条例パンフレットを活用し、周知・推進に努めます。 また、小平市男女共同参画推進計画の推進状況を把握し、課題解決に努めます。	市民協働・男女参画推進課

重点⑤

施策の方向性	**②　さまざまな視点による災害に強い地域づくり**

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
46	避難所運営への女性の参画	災害時の避難所の管理・運営について、会議等への女性の参画を推進し、女性や要配慮者などの意見も反映した避難所運営マニュアルの作成を支援し、さまざまな視点を踏まえた避難所運営へとつなげます。	防災危機管理課
47	避難行動要支援者への支援	災害時における避難行動要支援者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の整備と支援者への情報提供を行います。	生活支援課
48	災害用備蓄品の整備におけるニーズの把握	さまざまな機会を捉え、要配慮者や女性等のニーズの把握に努め、状況に応じた備蓄品の整備を図るとともに、自助による備蓄の重要性を周知します。	防災危機管理課

施策の方向性	③　市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

主な事業

No.	事　業	内　容	担当課
49	男女共同参画推進本部、男女共同参画推進委員会の運営と部・課を越えた連携の強化	男女共同参画推進本部、男女共同参画推進委員会を開催することで、男女共同参画における庁内の連携を強化していきます。	市民協働・男女参画推進課
50	男女共同参画センター機能の推進	男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営方法の検討と啓発事業による周知に努め、災害時の役割について検討していきます。	市民協働・男女参画推進課
39 (再掲)	市民等や男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	公募市民からなる男女共同参画推進実行委員会の企画・運営による広報誌『ひらく』の発行と、講演会（フォーラム）を開催します。また、男女共同参画センター利用登録団体等との協働・共催による講座等を開催することで、市内外の関係機関との連携を強化し、男女共同参画の意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課

＜男女共同参画の視点を活かした防災対策のために必要な取組＞

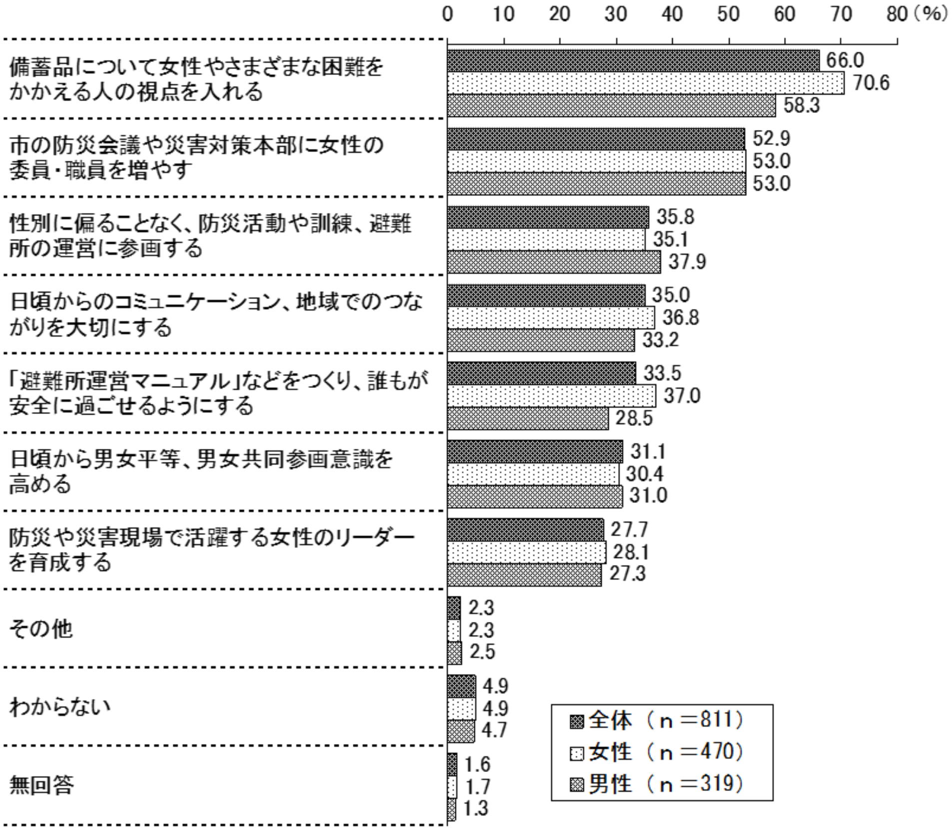

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

第5章　資料

（1）用語解説
（2）男女共同参画社会基本法
（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
（4）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
（5）小平市男女共同参画推進条例
（6）小平市男女共同参画推進審議会委員名簿
（7）第四次小平市男女共同参画推進計画の策定経過

第四次小平市男女共同参画推進計画

小平アクティブプラン２１

令和４（2022）年３月発行

編集・発行　小平市　地域振興部　市民協働・男女参画推進課
〒187-8701
小平市小川町２丁目１３３３番地
電話 042-346-9618
FAX 042-346-9575
E-mail：kyodo-danjo@city.kodaira.lg.jp
価格　●●円